かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律(新旧対照条文行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊

 \bigcirc 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 ------(平成十五年法律第五十八号)(第一条関係)

のをいう。 関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するも2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に第二条 (略)	(目的) (目的) (目的) (目的)		改正後
きるもの(他の情報と照合することができ、それにより日その他の記述等により特定の個人を識別することがで関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月第二条 (略)	保護することを目的とする。	おいでは、 はいでは、 はいではいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、 はいでは、	現

4	3	
この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人一個人に提供される役務の利用若しくは個人に疑行を受ける者であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより記録された文字、番号、記号その他の符め方式により記録された文字、番号、記号その他の符め方式により記録された文字、番号、記号その他の符め方式により記録された文字、番号、記号その他の符め方式により記録される役務の利用若しくは個人に販売さることができるもの	って、当該特定の個人を識別することができるにより特定の個人を識別符号」とは、次の各号により特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用令で定めるものをいう。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別する を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載さ じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載さ に。)で作られる記録をいう。次項第二号において同 ることができない方式をいう。次項第二号において同 ることができない方式をいう。次項第二号において同 を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 とができない方式をいう。次項第二号において同 は記載され、若しくは記録され、若しくは記録され、 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 と用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。 という。という。というによっては認識する という。という。という。というによっては認識する という。という。という。というにはいて同じ。)というにはいて同じ。 というにはいて同じ。)というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいて同じ。 というにはいていていていていていていていていていていていていていていていていていていて
新設」	(新設)	特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。

同い十書該当職 報|要|の|害|種 う。 う。 (行該員 他を を 年行政行がのい るの被信 () 法政機政職法略に第律機関機務律 法政機政職法う も不つ条 の利た 二第関が関上に 益事社 録条四の保の作お L が実会 さ第十保有職成い 生そ的 て れ二二有し員して じの身 政 て項号すてが、「いに。」るい組又保 令 な他分 い本 で る規以情る織は有 定 人病 ょ うに歴 も定下報も的取個 \otimes に対 のす_ る ののに得人 にる行公を利し情 そ す 記 犯 Ź 限行政開い用た報 述 \mathcal{O} 罪 うするに個人 る政機に 等 取不の る人と 文関関 扱当 が 経 含に 書情すたも情は いな歴 を報るだの報 差) 法 し と で 行 政 は れ特別犯 い公 う開律 る 罪 法 (行 てっ機 個 配偏に 平政 7 関 人|慮|見|よ 下と成文当 情をそり \mathcal{O} 3

5

7 ال 12 記 7 加 \perp 情 報 لح は 次 0 各 4

6

人個 す|応|除|り|も|れ|に っることが で当該な 特 のに する 関に 定 ょ げの する 関 る法 の他 り る情報 護情情 個の特個律 を 7 番報情るで各 1四、員ので報情を号 十特会全あが報に 四定規部る他に 条の即 除 人 情 定 人 を の情お 報 لح 識 個報い に定め る他に含の含 容 以別 人 の含(情) を識 易 下 す 他 のことが では合 る の非 人措 に 照別 報れ \mathcal{O} 情識 あとるに置っ照記関を め部あ 項 す 報別 に ることが لح 照合す て 合 述 す講 お できることと ること 「報を除く。 は他の情! は他の情! る情 等 じ 1 に て 7 特 よ報 同 が で ることが く情情 Ľ, りに で きることとな 定 報報が き つの で 又い個 な るも きる そ 当 は 7 で 人 照他該 き 当 を 区 れ 該 識 の個 個 分 \mathcal{O} す個人人個該別に そ号

ることに

ょ

いく

う

得の個

+ 人

れ第を

に

1

る同が

U

にお

個

報 工

を

復 7 条

元

す

る

لح

が

で

き

ょ

う 報

を

加

5

る

関

す て

情

で

あ

報保

す

る

則又

定

る

を

含

そ

 \mathcal{O}

لح

識

すること

で

きな

いく 合

個項別情

新 5 設

一行該員 い年行政行がの う法政機政職法 。律機関機務律 以第関が関上に 下四の保の作お 同十保有職成い 二有し員し 号すてが、「ない組又保 に第情る織は有 二報も的取個 録条ののに得人 さ第公を利し情 れ二開い用た報 て項にうす個 。る人と いに関 る規すたも情は も定るだの報 のす法しとで行にる律、しあ政 限行一行 てっ機 る政平政、て関 文成文当

書十書該当職

9 定は除りすーく特 る非 もれのに 次 下この項に いる保有個の各号の 方法により他の 含まれる記4 特定 と 報 同 ネ する不 のの報 述 当該行政文書で記录をいずれかを行うこととなるものでいずれかを行うこととなるは、当該が記録されている行政文書の同名 を 第十別一 条第三 請が 部 識別 ま 等を復元 対行 第 ŋ 示 アイ 他 情報 他の 政 0 れ 1 頃においてI小開示情報 (これらの . う。 を除 る項の個第記 加工 機 個 符 一条第二項各号の加工情報をいう。 作において「はらり他の記述的 情報と対けまれ 第記 :号を 項 関 ル 人 1 簿に た。識 述 該 < 該情 \mathcal{O} 報と容易に照合することが を復元することのできる規則性人識別符号の全部を削除することに該当する個人情報 当該別法等に置き換えることを含む。) 人 す 述 海に掲載しない規定により同第二項各号のい て同じ 等号のに 個報 当する部 ることの 以下この項にお願別することがで 人情報 [人を識 にも該 て「行 (同条第 他の 該 ご)が含まれているときは、当 2条第一号に掲げる情報を除く。 1に行政機関情報公開法第五条に 等 部を削除すること (当該個) 情報と照合することが当する個人情報ファイ 第三 分 別 政機関非識別加工情報」に置き換えることを含む できる規則性を有 同い いこととされるものでな を 項において同 することが 条第一点 一条に 除 < おいて同じ。)の全部又できることとなるものを 規定 であ 該条 構 る保 項に 該 成 す を できることとなる のなこと。の規定によ に規定する個人情 する保 る行 加 でき、 有 ること 性を有い 該 個 工 L して 個 な 人情 政 の長が、 それに 有機 でき 0 ル 人 い 人 とは、 を (当該 得 情 部情 個関 L 報 方 5 構 な 法 人 報 0 \mathcal{O} の報 次示情長 れ該以規 ょ そ 成 い個 に記に

新設

第四条 行政機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含 笠 (利用目的の明示)	行政法人をいう。以下同じ。)年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立四 地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五三 地方公共団体	じ。) 二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。)第以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)第報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号。 一 独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情	をいう。ただし、機関非識別加工情いて「行政機関非	報を容易に検索することができるように体系的号に掲げるもののほか、特定の行政機関非識別索することができるように体系的に構成したも定の行政機関非識別加工情報を電子計算機を用、次に掲げるものをいう。	- とは、行政幾関非哉別加工情報を含い情報の集合物で10 この法律において「行政機関非識別加工情報ファイル情報を作成することができるものであること。 デイルを構成する保有個人情報を加工して非識別加工	四十四条の一等一種の基準に住い、台を聞い情報行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で規定により意見書の提出の機会を与えること。 一行政機関情報公開法第十三条第一項又は第二項部又は一部を開示する旨の決定をすること。
1 第四条 行政機関は、 (利用目的の明示)			〔新設〕		新設〕	
本人から直接書面(電子的方式、磁						

そはむ 利次 用にに 目掲記 的げ録 をるさ 明場れ 示合た しを当 な除該 けき本れ、人 ばあの なら個 らか人 なじ情 いめ報。、を 本取 人得 にす 対る と き

れが独 が行立利二 あう行用 る事政目 は等本 事、人 業地に の方明 適公示 正共す な団る 遂体こ 行又と にはに 支地よ 障方り を独 及立国 ぼ行の す政機 お法関

几

めおりの条。一行なめ政五人 ないの第の次政範る令条正 条機囲者で けてを十 れ同除条第第関内を定行性ばじく第三二非でいめ政の 三二非で、うる機関保に別保。機関保 ばじく第な。二 次項 が条第規お加有以関の い過第五定い工個下に長 去一号すて情人同あへ る同報情じつ第 又項の 和 ファイ では、第 (行: イ 行: は、三削現第に除 削じ除。 在八お情 の条い報及ル政、そ一 をびを機利の項 事及て 実び同い削構関用機第 と第じう除成非目関四 合十 。。情す識的ご号 合 次報る別のと及条しか違にび 致 努にる及四る。要定の

> 三一示合たお 気気下の独 ・しを当いい的 「保立利二な除該て方方独護行用」けき本「式る 、人電でそ なら個的ら他 らか人記れ人 なじ情録るの いめ報一記知 。、をと<mark>録</mark>覚 本取いへ 人得う第よにす。二つ 人に対し、そのではするときは、いまっては認識する。 利次一第用にに五 第る 目掲記十と 的げ録五が をるさ条で 明場れにき

れが項行。条下の独が行に政第一保立 ←が行に|政 略あう規法、一 る事定人地項立に政目へれ、人電でそと務す法方に行関法的略ばあの磁作の き又る(公規政す人を は地平共定法る等本 人人 事方成団す人法 業独十体る等律独に 立明 の立五又独個 適行年は立人平行示 正政法地行情成政す な法律方政報十法る 後人等の保有力 一五年法律第二十八号) 一五年法律第二十八号) 一五年法律第二とにより、 一二十八号) 一五年法律第二とにより、 号法い人 人うい五す、 を以 及下第一 う。 十る国 地以 ぼ同 九個の すじ条方下)
お。第独同第 号情 機 情関

兀

第 すなめ政五へ る範る令条正 よ囲者で う内を定行性 努でいめ政の め、うる機関保 け有以関の れ個下に長 ば人同あへ な情じつ第 い過は、第 去、そ一 又利の項 は用機第 現目関四 在的ご号 ののと及 事達にび 実成政第 とに令五 合必で号 致要定の

(略)情	人青報ファイル () (田の二 記録青報に要配慮個人青報が含まれるときは、 一〜五 (略) 一〜五 (略) 一〜五 (略) 一〜五 (略) 一〜五 (略) 一〜五 (略) 一〜五 (略) 一〜五 (略) 一〜五 (略) 一〜五 (略)	第六条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又第六条 行政機関の長は、保有個人情報(行政機関非識に必要な措置を講じなければならない。
六~十 (略) 〔新設〕	〔新設〕	「何没」 (個人情報ファイルの保有等に関する事前通知) (個人情報ファイルの保有等に関する事前通知)	。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

3 略 六 項 号 に 係 る 個 人 情 報 フ ア 1 ル

第 したび `当十」 帳第そ該一個 公簿九れ行条人 √表 ← 号ぞ政 略し以にれ機行報 な下掲前関政フ け「げ条が機ァ れ個る第保関イ ば人事一有のル な情項項し長簿 ら報そ第てはの なフの一い、作 いア他号る政成 。イ政か個令及 ル令ら人でび 簿で第情定公 一定六報め表 とめ号フる いるまァと う事でイ。項、ル `ルろ を第にに を記八つよ 作載号いり 成し及て

2 3

一示場下示十 し合「請四保 個 れき示係行人 、情る政情 ば な開報保機報 ら示し有関の な請と個の開 い求い人長示 者う情は義 。報 に 対一に開 しの次示 **`**いの請 当ず各求 該れ号が 保かにあ 有が掲つ 個含げた 人まると 情れ情き 報て報は をいへ 開る以開

イ次個なはの外も開情人 「に人い開をのの示報の開へなを不求条有 ハ掲のが示含特~請に当示略け除開に 、請む定他求含該請 。のの者ま事求 る利開求 略情利示者ご個情以れ業者 報益す以若人報外るに以 をとの氏関外 ををる外し 除害このく識照特名すの すと特は別合定 る個 るに定個すすの生情人 およの人るる個年報に そり個識ここ人月を関 、人別ととを日除す れ がなを符がに識そくる あお識号でよ別の る開別がきりす他 報 も示す含る るのでへ こ開こ記あ事 の請るま これ と示と述っ業 求 た者とると請が等 だ以はもな求でに し外でのる者きよ当む のき又も以るり該個

3 略

几

係

る

個

情

報

フ

ア

1

ル

第 °たび `当十 一帳第そ該一個 を簿九れ行条人 、作へ号ぞ政 略成第にれ機行報 し三掲前関政フ 、項げ条が機ァ 公にる第保関イ 表お事一有のル しい項項し長簿 なてそ第てはの け「の一い、作 れ個他号る政成 ば人政か個令及 な情令ら人でび ら報で第情定公 なフ定六報め表 いァめ号フる イるまァ ル事でイ 簿項 いろ を第にに と記八つよ い載号いり うし及て

個

2

示場下示十 一請 四保 なを不求条有 れき示係行人 、情る政情 ば な開報保機報 ら示し有関の な請と個の開 い求い人長示 者う情は義 。報、 に 対一に開 しの次示 **`**いの請 当ず各求 該れ号が 保かにあ 有が掲っ 個含げた 人まると 情れ情き 報て報は をいっ 開る以開

も示すの外も開情人 の請るをのの示報の開 含特へ請に当示略け除開に た者とむ定他求含該請 。のの者ま事求 だ以は し外で一個情以れ業者 のき又人報外るに以 次個なはをとの氏関外 に人い開識照特名すの 掲のが示別合定 る個 、請すすの生情人 る利開求るる個年報に こ人月を関 情利示者こ 報益す以ととを日除す ををる外がに識そくる 除害このでよ別の すと特きりす他) るに定る るのでへ およのこ開こ記あ事 り個と示と述っ業 、人と請が等てを がなをな求でに あお識る者きよ当む る開別も以るり該個

略

略

2 第

含ら者別人ちに示 まれ以符を、限請開五部 れる外号職氏る求示条分 とのの別名 者請 いき個部す、一以求(示 もは人分る生が外に略 のをこ年含の係 と当権除と月ま特る み該利くが日れ定保 な部利こでそての有 し分益ときのい個個 をがにる他る人人 除害よこの場を情 前いさりと開合識報 項たれ、と示に別に の部る開な請おす前 規分お示る求いる条 定はそし記者で れて述以 適同がも等外当が号 用号な 及の該での すのい開び特情き情 る情と示個定報る報 報認請人ののもへ にめ求識個うの開 2 第

政 法 \mathcal{O} 事 案 \mathcal{O} 移

保 中 お 政 第 独 項|等 に 「い法十立にがつ前十独 て人二行規保い項二立 等条政定有ての条行 十三独個第法すすは規 `定 🦳 条立人二人るる 条第行情項等保独保に略人 第三政報にに有立有よ 三項法保規対個行個り 人護定す人政人事 と等法する情法情案 あ個のる独報人報が する人規開立と等を移 るの情定示行、個移送 は報を請政開人送さ 保適求法示情をれ 「護用と人請報受た 行法すみ等求保け 政第るな個を護たき 機十 し人移法独は 関九こて情送第立個条の、報を二行 行当 人 第 場 独 保 受 条 政 該 情一合立護け第法事 報項に行法た五人案

略

み該利く人ちに示 な部利こを、 限請開五部 し分益と識氏る求示条分 をがに別名。者請 開除害よす、 以求 (示 前いさりる生が外に略 、こ年含の係 項たれ の部る開と月ま特る 規分お示が日れ定保 定はそしでそての有 `れてきのい個個 適同がもる他る人人 この場を情 用号な すのい開と開合識報 る情と示と示に別に 報認請な請おす前 にめ求る求いる条 含ら者記者 てこ لح まれ以述以 れる外等外当が号 とののの該での な いき個部特情き情 もは人分定報る報 のをののもへ

と当権除個うの開

77. 政 法 人 \mathcal{O} 事 案 \mathcal{O} 移

2 第 定

保中お政第独項等に 「い法十立にがつ前十独 略法第て人二行規保い項 等条政定有ての条行 第十 十三独個第法すすは規 三条立人二人るる 条第行情項等保独保に略 三政報にに有立有よ 三項法保規対個行個り 人護定す人政人事 と等法する情法情案 あ個のる独報人報が する人規開立と等を移 の情定示行 個移送 は報を請政開人送さ 保適求法示情をれ 「護用と人請報受た 行法すみ等求保けと 政第るな個を護たき し人移法独は 機十 関九こて情送第立 個条の、報を二 行当 人第場独保受条政該 情一合立護け第法事 報項に行法た三人案

3

前十独 項四立 の条行 政 定(法 に略人 等 \mathcal{O} 事 案 \mathcal{O} 移

2 第

前十独

項四立

の条行

に略人

政

等

 \mathcal{O}

事

 \mathcal{O}

移

(法

規

定

ょ

ŋ

事

案

が

移

送さ

れ

たときは

該

事

案

3

2 第 ょ ŋ 事 案 が 移 送され たとき は 当

- 9 -

第 3 し報以 て|イ|行|四 兀 人一に行第独項等に + 政|十|行 き成前 外行同ル 情項お政二立にがつ 又保の政じを機四政は有日機。排開名機 略報中い法十行規保い 兀 項 第 者 そ用 のは有 目機 構|関|条|機 几 条 ょ 保「て人七政定有て 提個的関 等条法すすは もれい 成非の関 章 カ 人ののをす識情た長作る別 法二独個第人るる 第十立人二等保独保 た 削供 特のに 非 5 よ保 除 L 識 略 定 \mathcal{O} 報めは成も加行別 の他 審 二八行情項に有立有 の特個報は 行 十条政報に対個行個 個 L の工政加 査 に情機工 情定人 政 請 八第法保規す人政人 報の情 及限報関情 機 条三人護定る情法情 求 る。 第項等法す独報人報 لح び の報 関 を 「個のる立と等を 容 非 棄 別 易を他 す 識 項と人規訂行、個移 却 る 識の すること 別 す あ情定正政訂人送 政 照別情合す報 機 加 る る報を請法正情を 関 場 すの保適求人請報受 工 るは護用と等求保け が を す る と 非 る 工 章識章提 情 合 情除が及別の供 照 報 法すみ個を護た で ることが 識 等 きることと 合 報き でび加規等 別 \mathcal{O} に 「第るな人移法独 を及べき次工定 。し情送第立 が す 加 提 工定 行三 お で 政十こて報を ること 供 け 工 きることがの 一の、保受条政 ۰ اکا で ら削用 報従 る き 利除目 フ 手 関条場独護け第法 お 11 用情的 個第合立法た五人 ア 続 V 第 3 兀 人一に行第独項等に 第三 新 新 + 情項お政二立にがつ 設 几 略報中い法十行規保い 保「て人七政定有て 者 条 か 等条法すすは 法二独個第人るる 6 第十立人二等保独保 略 \mathcal{O} 二八行情項に有立有 審 十条政報に対個行個 査 八第法保規す人政人 請 求 条三人護定る情法情 を 第項等法す独報人報 三一個のる立と等を 棄 項と人規訂行 却 個移 す 」あ情定正政訂人送 とる報を請法正情を る 場 すの保適求人請報受 合 るは護用と等求保け 法すみ個を護た 「第るな人移法独 に 行三 お 。し情送第立 政十こて報を二 け 行 一の、保受条政 る 手 関条場独護け第法 個第合立法た三人

第 集の条有則四す常用で十 かるも 兀 載 |条の するものとする。 該 提 で定 が条川係 提 か与えられる旨 が与えられる旨 か与えられる旨 か与えられる旨 削除し、 れは当 に アイ 項中 る 7 匹 案 第 兀 案 において同じ。)号に掲げる事でいる個人情報に ばならない。日本では、個人情報では、個人情報で 条 \Diamond 兀 つ 個 条 \mathcal{O} \mathcal{O} 各号 ル + 募 1 \mathcal{O} であ 第 た記 < て 情 兀 集 条 九 \mathcal{O} 報 12 る旨 号第十 とする 述 関 フ 行 等及び 報に を除 る ア フ 政 政 す とあ この よ機関 とき 項 項 準 第 第 フ ア ア 機 る Ź ア 用 条 関 事 0) 0 1 ル はがの、第長 1 該ルが 第 個 記 る 場 \mathcal{O} 規 す 項 項 ル 項 るのは、「第九号並び第一項の規定の適用に場合における当該個人場に次に掲げる事項 ル定長期は 定 る行 第長 人 識 い載 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} ゴ す る 二 てが は 下こ に 提 提 個 るときる あ個的 ょ 案 該条 政 別符号を 案を受け るも 次条第 個第 情 0 人 に個 ŋ 機 \mathcal{O} 章に 情 意 関 募 該 九 人 報 情は九 情 見 集 情項 \mathcal{O} 報 当 行 フ いう。 フ該報ア行保 報各政フ号機 おい 書 を 報 項 る ア 公第第 開四二 項限 す \mathcal{O} 組 1 る。 アイ イ 政護 提開四 Ź 人 項 関 \mathcal{O} に $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ \mathcal{O} 織 ル ル機 委員 を記 뭉 つ情 提 出法 +個 に V が 簿 同 \mathcal{O} 案を 簿関 保 ル 以 \mathcal{O} 第四 名 第い 報 ず ľ 人 情 フ 下 こ が 会 条 て 載 に れ 有 に 機 兀 \mathcal{O} 口 称 慕 前保規 会 \mathcal{O} 十は ア 及 報

> 新 設

新設

〔新設〕

3			2 第	
	七二六	五 四三二 -		関(
一委 八		バ 定別 に	に に 前 。 の 識 機 ア 十 -	す行
第会項で前に	この提に提さた	万提に加前提提法携		る政
一規の定各請	構他案供案れ法	生案よ工号案案人第	割出りの に加非ル条件	提 機
項則書め号す	ガ当にしにるそ	とにる情にににそる	とし、提対工識をの気	案関
ので面るにる	る該係よ係事の	の係加報掲係係のす	「て次案」し情別構五) 非
提定に事掲指				識
案めは項げ置		当行の作る行個の者	首な掲 当取工す前	別
をる、るす書次も	1/4 / / / / / / / / / / / / / / / / / /		つけげ個 該扱情る条 にれる人 事事報保の	加 工
す <u> </u> 書 次 も る 類 に の	関機る機容性 非関期関 政	テ機法にの機情体E 対関を用の関報に名		情
る類に の 者を掲 の	識非間非		7 な 項 報 に 者 そ 個 定	出月
が添げま		園識定るか識アつに	てな項報 に者そ個定 はらを保 関にの人に	+K を
次付るか	加別別別		ははは すな事情よ	報をそ
	工加 加 謂			0
条 は る る は る し る し る し る し る し る し る し る し	情工工		る募集に応じて個 る募集に応じて個 る募集に応じて個 を る提案をすること る提案をすること を る は 、 を は 、 る は 、 る は 、 る は 、 る は る と す る る と す る る と る る と る る と る る と る る る る	用
		情 足 四 に 情 名 そ て	がた会 案と用加集	12
のれの情	の報報コ	C 報 り 条 係 報 称 の 信	ド た会 案と用加集 E 書規 をすに工に	供
いば他報	適のを情	青のるのるの 代房	所 面則 する供し応	して
ずな個保	切漏 前 執		ス をで る者すてじ	て
れら人護	なえ 号 カ	が用項第政人 者に	は 行定 こはる作て	行
れ ら は に も に る に も に も に も に る に も に も に も に も に も に る る に る る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 も 。 る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	管いのそ			<u> </u>
もい報員	理の事の		所機るが行政す人	行う事業
該。保会	の防業用			
当 護 規	た 止 の に	こ及 規識 て	バ のこ き機関行報	に

の提案があったときは、当該提案が次に掲げる基準に適第四十四条の七 行政機関の長は、第四十四条の五第一項 (提案の審査等)	号のいずれかに該当する者があるもの六 法人その他の団体であって、その役員のうちに前各者	れ、その解除の日から起構成するものに限る。)規定する独立行政法人等個人情報保	に 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人 第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前 第四十四条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、前 であることを明らかにする書面 (欠格事由) (欠格事由) (欠格事由) お前項第五号の事業が新たな産業の創出又は活力あることができない。
新設				新設

					2																								
_	事	る	合	匹			七				六			五.			兀			\equiv						_		-	合
	項	と	す	十	行	則		利		非		。護	別		実	創		項			あ	報					いく		す
第	を	ſſ	る	四	政	で	前	益		識	第	委	加	第	現	出	第	\mathcal{O}	に	第	る	フ	則	\mathcal{O}	識	第		第	る
匹	通	ろ	と	条	機	定	各!	を	措	別	匹	員	I	匹	に	又	四	基	ょ	匹	こと	ア、	です	効		四		四	か
十	知	に	認	のナ	関	め	号	保	置	加	+	会	情		資	は	十	準	り	十		1	定	果	加	十	に	十	どう
四夕	すっ	より	めって	五	\bigcirc	るせ	に	護士	がル	工	四夕	規	報		すっ	活士	四夕	に強	特字	四夕		ルナ	めって	的か	上	四夕	t	四夕	
条の	るも	り、	るし	第一	長は	基準	掲げ	する	当該	情報	条の	則	の効		るも	力あ	条の	適合	定さ	条の		を構	る数	な活	情報	条の		条の	かを
九	も の	当	ときは	項		半に	りる	るた	砂行	がの	五	で 定	メル 里	五	りの	める	五	급	され	五		冊 成		伯用	がの	五		五	を審
<i>の</i>		討該	计	の	前	適	4	ため		利	並第	め	果的	第	で	経経	ガ第	する	る	並第		派す	上	<u>り</u>	本	一第	な	ガ第	査
規		提	15,	提	頭項	合	の	に	機機	用用		る	な		あ	沿済	<u></u>	t	加加	X1		る	上で	観	人	×1	V)	<u> </u>	ī
定	Ś		個	案	$\hat{\phi}$	す	0	適	関	0	項	期			る	社	項	の	工	項		保		点	0	項		項	な
に	0	案を	人	が	規	る	ほ	切	非	目	第	間		第	Ţ	会	第	で		第		有	り	カュ	数	項第三号		(T)	け
ょ		L	情	前	定	b	か			的	五.	を	0	六	と	会若	五	あ	方	二号		個	`	らみ	が	=			れ
り		た	報	項	に	0)	`	ŧ	別	及	号	超	観	号	0	し	号	る	法			人	カュ	み	`			案	ば
行		者	保	各!	\downarrow	で	個	0	加	び	\mathcal{O}	え	点	0		<	\mathcal{O}	۲ ر	が	及		情	つ、	て	行	\mathcal{O}		を	な
政		に	護工	号	り	あっ	人	でょ	工	方	提	な				は	事	と。	第	び		報		個	政	提			らか
機		対	委员	に担	審本	る	情	あって	情知	法	案	7 //	5	間		豊	業		匹	第		<i>の</i>	提宏	人	機	案		た	ない
関の			員会	掲げ	査	としと	報保	るこ	報の	並び	に	もの	みて	が行		かな	が新		十	四号		本		情報	関非	に係		者が	0
の長		次	云規	りる	した	٥		と	本	いに	係る	で	て個			は国	材た		四条	クに		ハの	に係	報保		がる		出	Į
とと		ひに	則	基	た結		委	٥	人	回り	る行	あ		機機		国民	たな		木の	に掲		数数		木 護		る行		外冬	
の		掲	別で	坐進	果		員		の	項	1)政	る	情			生	産		+	ガげ				委委	加加]政		前条各号	
間		げげ	定	に	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		会		権	第		2	報			活	業		第	る		下	人	員	工	機		号	
で		る	め	適	第		規					کے	保			\mathcal{O}	0		_	事		で	情	会	情	関		め	

3 対|委|の|第 行政機関 兀 行 ずれ + 政 定 前 号に 機 理 規 兀 \Diamond 曲を付定の る事に 条関 2できる旨 \mathcal{O} 五長 項げ め合第は L る 7 るところ Ł L な 項第 \mathcal{O} 工 その旨を通 \mathcal{O} 情 1 0 と認 提項 報 ほ 認案が規 \mathcal{O} カュ 利 ょ 第一項により り、 用 個 知するも 12 当 該 関 情 は各り、景家 り審査し た に掲げた す 報 る契 保 のとす 護 約 委 員 を) た 者 る。 。 る基果、 報保 締 会 規 結 に護準 訓 す

新

2 第 係の でみす関 み知のが該 几 一ら 項 が記録されている 砂提案に係る個-なしていなして るの行保政 規定 項前 定 第 + 行政機関う「行政機関う」「保有する個人は 行政機関 思 のた 又項 規定 + に 兀 は を表案に同条第 に に 四掲条 者 、行政機関はいたよる開示のま 条第 第二い を 条げの の関 準 る \mathcal{O} 八 対 とするほの長をいる個人情報の 係 用政 事 項 7 五. す る行うの規制 へ 機関情 の全. する。 人 た 」とあ る行政文書 第項個る 情 意 0) 人 関情報公開と記載 ・見書を提出し、 ・記書を提出し、 ・記書を表記される第三素 項記情の載報 見 定 す 報ファイ かり、 るの う。 0 この 書 公開は 保 提が 提 は場、会 案に 必次護 0) あ ア 出 要項に関 ルル る 合 行 1 法 \mathcal{O} 前 部を開いる第十三日 改機関: を構成 関 に っいい 個 機 ル 「行政機関 技お 行政 お 簿会 人 情に (特的読替) (法律第五条) (機関の長) 7 \mathcal{O} い は 条示項 き情第提公は報四出開 情 Ť て 報第 付 情報公開法第三条の保有個人情報は、当該提案を当報ファイルに係る 第一項でする旨 \mathcal{O} 兀 与 規定 の十 等 +の法 同 作四機第 条項 兀 会を 該提 成条 条 第 条 は 及 \mathcal{O} に 次び第二と よる通 行 \mathcal{O} に に \mathcal{O} 案 反五 与 条 規政項第定機中二 \equiv と 政 に対第え第 第

個

情

報

フ

ア

1

ル

カュ

ら当

該

第

者を本

とする保

(行政機関非識別加工情報に関する事項の個人情報ファイル簿への記載) (行政機関非識別加工情報の長は、行政機関非識別加工情報の長は、行政機関非識別加工情報の上でに第四十四条の三の規定の適用については、同項中で加た第十一条第一項の規定の適用については、同項中で加た第十一条第一項の規定の適用については、同項中で加た第十一条第一項の規定の適用については、同項中で加た第十一条第一項の規定の適用については、同項中で加た第十一条第一項の規定の適用については、同項中で加た第十一条第一項の規定の適用については、同項中で加た第十一条第一項の規定の適用については、同項中で加た第十一条第一項の規定の適用については、同項中で加た第十一条第一項の規定の適用については、同項中で加た第十一条第一項の規定の適用については、同項中で加た第十一条第一項の規定の適用については、同項中で対象の三条の三各号」とあるのは、「、第四十四条の三名号」とあるのは、「、第四十四条の三名号」とあるのは、「、第四十四条の十一各号」とする。 	2 前項の規定は、行政機関から行政機関非識別加工情報を作成するときは、特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報を加工しなければならない。 人情報を加工しなければならない。	報の利用に関する契約を締結することができる。 「行政機関の長との間で、行政機関非識別加工情 第四十四条の九 第四十四条の七第二項の規定による通知 を受けた者は、個人情報保護委員会規則で定めるところ を受けた者は、個人情報の利用に関する契約の締結) により、行政機関非識別加工情報の利用に関する契約の締結)
〔 新 設	〔 新 設	〔 新 設 〕

則関 で非 の定識 要とし 7 個 人 情 報 保 護

次条条第一次 項項 \mathcal{O} の提案をすることがでの提案を受ける組織の定める事項 できる \mathcal{O} 名 称 期及 間び 所 在 地

行 う 事成 業 さ に れ 関 た す 行 る政 前提機 案 関 等非 識 別 加 工 情 報 をそ \mathcal{O} 用 に 供 L 7

事た り機 兀 業者 関 取 行 同 をが政非該扱情条変、機識事事報第 兀 日報をその ・ 発一号に 条 関別が業者に 更 当該 0 更しようとするときも、当該行政機関非識別加工情報の利用別加工情報の利用別加工情報の利用別加工情報について第四 なろうとする者 事掲 業の用が するときも、同様と関非識別加工情報を工情報の利用に関本について第四十四条に対してのいて第四十四条のではないで、 項規 に 供が定 いする行う記載され は ょ 行さり個 行 とする。報をその用 (する契: 政機た できる 人 機関行情関非政報 |用 約の の識機 フ 規定 当該 を 長別関 ア に 締 供 加非 1 行 結 に 対 工 識 す ル よ政 ろ

2

匹

匹

条

 \mathcal{O}

び第に二

第項

兀

条 =

るの十びの場四第

及

項、

が規一を

兀

条

四第

+

几 +

条

 \mathcal{O}

七

るのらの提第

五.

第

項 7

中

に

とあ

案に

 $^{\circ}$

て準

する。

ک

は合

号

及

び

第

兀

号

に \mathcal{O}

第お九

11

て

兀

か条の

第は

十前の

四項六

次用並五

第八

号ま

で

第ほ

四か

と十、あ四提

 \mathcal{O}

第

はは十

を

特

条案

とあ と、

一る 項の同

のは 「 対 は が 規 に は に よ と 、

よる加

八方作掲

前定いの

号法成中をに

法を特にある

か同加ら項工

るら項エー号の前第ののに

と

前

各号

とあ

 \mathcal{O}

は

第

号及

び

三号」と、

第同

뭉

か

5 項

項前

第

兀

カュ

5

第七

几

条 る る

 \mathcal{O}

七

第

号す項

で中

と、同項に と、

る

は

第

第七

号中 条第

前

第中各号

十と四あ

0) \mathcal{O}

第

号

第

四

号

号ま

で

لح

万及次び

ま項

項 で

第

号

及

び 第

四

号

か

5

第

七

ラ 号 ま

で

لح とあ 四

読

4

替

各

号 る 号

لح

あ

 \mathcal{O}

は

同

条 る

第

項

中前

「 第 第

項

各 及

号 び

る

 \mathcal{O}

号

情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに第情報、行政機関非識別加工情報の作成に用いた保有意四十四条の十五(方政機関の長は、行政機関非識別(安全確保の措置)	反があったとき。 三 当該契約において定められた事項について重大ととなったとき。 ととなったとき。 のいずれかに該当する場合を含む。)のいずれかに該当する場合を含む。)のいずれかに該当する。	は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 により行政機関非識別加工情報の利用に関 がの各号のいずれかに該当する がの各号のいずれかに該当する がの各号のいずれかに該当する がのとは、第四十四条の 十四条の十二第二項において準用する場合を含 を締結した者が次の各号のいずれかに該当する を締結した者が次の各号のいずれかに該当する をにより行政機関非識別加工情報の利用に関 を高 は、第四十四条の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一の ・一	るものとする。 こので定めるところにより、前項の政令を関い手数料を納めなければならない。 この手数料を納めなければならない。 この手数料を納めなければならない。 「手数料」 で定めるところにより、実費を勘案して政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定めるところによりの規定により行政により行政により行政により行政により行政により行政により行政により行政
に保職 第有別 四個加 十人工	重 士 する こ よ	しとすむ九解たちる。(除り	め政約の で 者 行 な令を規 定は政 けで締定 め、機 れ定結に る 政 関
新設		〔 新 設	(新 設

も工情四 の前措行 の情報条 い取項置政と 報 \mathcal{O} |扱|の|を|機 L 等以 準い規講関 7 用の定じ非 個 委はな識 の項 1 け別情 う。 条の を行れ加 及規 報 受政ば工 保 び定 け機な情 護 の次に ら報 委 漏条よ 者かな等 えにり 員 がらいの会いお行 規をい 。適 0 切 則防 7 な 機 加 で 止 管 定 行工 す 理 \Diamond る政の \mathcal{O} るた機方 基め関法 た 別 \otimes 準 に非に 必 識 関 う工 に に 場情 従要別す 必 要いな加る 合報

に等 0 て す る託 た関 受行 託政 た関 業非 務識 を 行加

的|工|い|条|従|四 |情||た||第||事||十||従 す四事 等は項る条者 の行のの \mathcal{O} 受政十義託機六務 そ 内 容の を業業関み務務の行 だに職職と ĺZ 事若関 L 他て しし非てく識 知 人 に n いは別 知得る職加 らた 者員工 せ行 若 情 で 政 しあ報 < 又機 つ等 はた は関 \mathcal{O} 不非従者取 当|識|事|又|扱 な別 L はい 目加て前に

利報者 第 用 五. 章 L 7 雑 は な 則 5

新

五 章 雑 則

限示有適赦は護員件五用 る情個用の執又がに条除 報人し上行は行係 を情な申を思うる第等 の専報いが受赦処裁四 あけに分判章 った係 た者る刑検規 者 、保若察定 に更有し官は 係生個く る緊人は検刑 も急情保察事 の保報護事事 に護へ処務件 限の当分官若 る申該の若し 。出裁執しく を判行くは

、、は少

第

つた処更司年

い者分生法の

て又若緊警保

、恩く保職事四

あけに分判章

た者る刑検規

に更有し官は

る緊人は検刑 も急情保察事

の保報護事事

に護へ処務件

限の当分官若

る申該の若し 。出裁執しく

)を判行くは

つた処更司年

い者分生法の

て又若緊警保

ははし急察護

にし

、は少

係生個く

、保若察定

者

にし

ははし急察護四

、恩く保職事十適

第

2

の不

に開保

うらへ

ち記行

ます機

だる関

分行情

類政報

そ文公

の書開

他に法

の記第

整録五

理さ条

がれに

行て規

わい定

れるす

てもる

録政

2 文る 書法保適赦は護員件十適 に律有用の執又がに五用 記第個し上行は行係条除 録五人な申を思うる さ条情いが受赦処裁前等 れに報 て規(い定行 るす政 もる機 の不関 に開の 限示保 る情有 報す をる の専情 うら報 ち記の 録公 す開 だるに 分行関 類政す

い~とにい ものがあな の規著るい と定したも みのくめの な適困そで す用難の にで中同 つあかー いるらの ても特利 はの定用 はの目 、保的 行 政第有に 機四個係 関章人る に(情も保第報の 有四をが さ節検著 れを索し て除すく いくる大な。こ量

は

第 該及) か四 行びでれ十権 政第定る六限 機四め機条又 関章る関 と及行事 の第 職四 員節ろ会機の にをに計関委 委除よ検の任 لح 定章つ令 がめかてへ で る 前 、 閣 る限章当の 又ま該所 はで機轄 (関の 事 務第の下 を十命に 当条令置 第

2 第 兀 総十開 求 等 略 をしようとする者 に 対 する 情 報 \mathcal{O} 提 供 等

す運項 る用 を第務七示 確五大条請 保十臣 す条は る及 たび め第の 五法 総十律 合 的条前 なに 章 案お を 内い除 7 所 を同 整じ第備。四 備 兀 + す るの九 も円条 の滑第 となー

行 政 機 関 お け る 個 人 情 報 0 取 扱 V 12 関 す る 苦 情 処 理

第 れの四 ば取十 な扱八 らい条 なに い関行 す政 る機 苦関 情の の長 適は 切 か行 つ政 迅機 速関 なに 処お 理け にる 努個 め人 な情 け報 第

る 第 情 兀 +几 提 条 供 0 五. 第 項 等 \mathcal{O} 提 案 を L ょ うとす る者 に 忲

第 そ又五 れは十 ぞ第 四条報 れ 十のの 易 兀 か条 の行等 0 的十政 機 確 第関 に 当 \mathcal{O} 該項長 提 のは 案 提 をす 案 第 を四 ること + よ四 う条 が \mathcal{O} す で 五 きる る第十 よが項

> 機前有にそ 関章個係の にへ人る他 保第情もの 有四報の整 さ節をが理 れを検著が て除索し行 いないこれれて ものと定い の規があな と定著るい みのしたも な適くめの す用困そで、 に難の つで中同 いあか一 てるらの はも特利 の定用 行はの目

政 、保的

員節 一か四 にをでれ十権 委除定る六限 任くめ機条又は、 はすること るところ るところ に定 るところ で るところ す がめに計関委 でるよ検の任 き権り査長 、院は る。限 又前に は三あ政 事章つ令 務へてへ を第は内 当十、閣 該条当の 行及該所 政び機轄 機前関の 関章の下 の第命に 職四令置

2 第 兀 求等 略 をしようとする者 に 対 す Ś 情 報 \mathcal{O} 提 供 等

総 合総十開 的務七示 な大条請 案臣内は 所を整っての 備法 す律 るの も円 の滑 と な す 運 用 を 確 保 す っるた

(苦 情 処 理

れの四 ば取十 な扱八 らい条 なに い関行 。す政 る機 苦関 情の の長 適は 切 か行 つ政 迅機 速関 なに 処お 理け にる 努個 め人 な情 け報

新 設

とができる。	で で で で で に おける行政機関非識別加工情報の取扱いに関する事務 ののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要 ののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要 ののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要 で で ののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要 ののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要 で ののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要 ののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要 で ののほか、前条に定めるも	とができる。 対し、前章の規定の施行の状況について報告を求めるこ 対し、前章の規定の施行の状況について報告を求めるこ 第五十一条の四 個人情報保護委員会は、行政機関の長に (報告の要求)	速な処理に努めなければならない。 機関非識別加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅第五十一条の三 行政機関の長は、行政機関における行政関する苦情処理) (行政機関における行政機関における行政機関における行政機関非識別加工情報の取扱いに	保するため、総合的な案内所を整備するものとする。 2 個人情報保護委員会は、前章の規定の円滑な運用を確する。 する。 うとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものと う、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしよ
〔 新 設〕	〔 新 設〕	新設	〔 新 設〕	

第二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処別にときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処別にの部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供別に一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供別に、第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル(その全部第二条第六項第一号に係る個人情報ファイル(その全部ので、のに、個人の秘密に属する事項が記録された。	第六章 罰則	(個人情報保護委員会の権限の行使の制限) (個人情報保護委員会の権限の行使の制限)	工情報の取扱いについて勧告をすることができる。 政機関の長に対し、行政機関における行政機関非識別加滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、行第五十一条の七 個人情報保護委員会は、前章の規定の円(勧告)
第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又は第五十三条 行政機関の職員若しくは職員であった者又はの受託業務に従事している者若しくは従事	第六章 罰則	〔新設〕	〔新設〕

 \bigcirc 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)(第二条関係)

のをいう。 関する情報であって、次の各号のいずれかに該当するも2 この法律において「個人情報」とは、生存する個人に第二条 (略)	(目的) (目的) (目的)	附則	改正後
日その他の記述等により特定の個人を識別することがで関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月2.この法律において「個人情報」とは、生存する個人に第二条(略)	目的とする。	附則 第二章 解則 (第四十五条—第四十九条) 第五章 雜則 (第四十五条—第四十九条) 目次	現行

を用い若 的方式 なるものを含む。 ることが ことが れ を 文 書 により特定の 若しく 該 う。 て表された。 で 情 できるも 作ら できな 磁図 報 以 気画 含ま 下 れる記録 た一切の 0) · 同じ。 方式 **(**) しく 個人を識し れる 、は電が 他 を を 0 氏 | 又は音声、 他人的 識別することができる 情報と照合することが いう。 により特定 \ \ 名 . う。 の記 以 次 知録 年 覚 下 項 識 第 に 0) 動 電 同 日 の個人を識別する 調別符号を除く。 一一様の方式 U そ 号に できることと \mathcal{O} 他 お \mathcal{O} 記 記 \ \ で き 載て 識 電 述 す子

個人 \mathcal{O}

3

この 特定の個人の 法律 該当する文字、 るもの を いう番り はれるもの 記号そ と は 0 他 \mathcal{O} 次 符号の の各号 うの

ので供 いするた あ 0 て、 め 当該 変換した文 の身体の 特 定 \mathcal{O} 個 字部、の を 0) を識別することがで番号、記号その他の特徴を電子計算機 ができるもの符号に

号であって、的方式により されるカー 又は記れ ける者ごとに異なるも ることが ことができるもの利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識 個 記載され より 1 の提 購入に K 供 その利用者若しくは購入り記録された文字、番号、ドその他の書類に記載され さ 若しくは れ 他の書に関し割り と割り当てられる 利用者 は記録されることによりのとなるように割り当て 番号、 しく れ れ 八者又は発行な記号その他の 割り当 又 は |は|個 個人 12 販 別 特 売

> 特定の個を 『人を識別することができることとなるものを含』(他の情報と照合することができ、それにより

〔新設〕

〔新設〕

6 8 5 る|人|に|に|人|個 こ|情|関|関|に|人 이るし織情人 る含第 す|応|除|り|も|れ|に 報|要|の|害|種| ること 特のに掲 7もむ て的報等 を げの 関に 7 定 °項下報いにでののい す ょ す る 被信 \mathcal{O} に以に _ 当 以に「のる利あ役法う 下規独公も用っ員律。 に 保 る す 関 の他 り る法 つ条法たる。 Ł Ź す が該を個の特個律略限 の利 護情情 ょ て、にはお 情 る 人情 る単定立開のす 各 委 報報 で 除 定人に 益 事社に き にす行 を の情お にをる 員 で 報情 号 はお 実会お \mathcal{O} 報 が 「る政関いも当職い 法法法すうの該員で 全あが報なに 識と そ的い 会 個報い 生 て い定以別容 る の身 規 部 他 に 定 人 7 政 じ することがで 含 (個 下し 人人人る。と独が「 文文等法たし立職保 分、 則 又場 0 \Diamond を 他 令 な他 \mathcal{O} る では合 情 識の非 い本 個 で 書書情律だる報 人措 \mathcal{O} 別情識 て行務有、政上個 定 定 に 報 れ 人 病配 ょ るに置項記関をに 」 (報 (し)政上個 と同公平)当法作人 置項 め部あ لح 報別 うに歴慮 を す \otimes 照合 る る ることが と加 に対 を 0 て す講お そ す犯 含 で ることが 別 述 照工 い項開成独該人成情 記 る情 る罪情不の報 報むは 等 きることと 合 う第法十立独等し報 す じ い 述 \mathcal{O} す て ること に 7 三行立の を個他 す 兀 等 取 ること 取る差別を 報 特同 ることは、 号と年政行役又と 報 除 ょ で が 人 \mathcal{O} き 含 く情情 りに定 ににい法法政員はは じ で 報報が き が つの ることとな 記掲う律人法又取 ま 常等人は得独 で な 特別犯 が そ 又い個 で 録げ れ さる) るも きる そ 罪本 き \mathcal{O} 当 は 7 で 次 百の等職し立 る 12 \mathcal{O} 配偏に 照他該 を 区 れ きの れも第四保が員た行 個 個該 見よの 当 識 各 ての二十有保が個政 の個 分 \mathcal{O} 慮 す個人人個該別に いを条号す有組人法 そり人 3 4 さる

るし織情人

れも第情で的報等 報いにでのの て いを条のる利あ役法 る含第公も用っ員律 もむ二開のすて又に 。項にをる `はお に以に関いも当職い 「る律だて行務有 法法。し、政上個 法法 政上個 人人平 当法作人 文文成独該人成情 書書十立独等し報 三行立の と同年政行役又と い項法法政員はは う第律人法又取 四第等人は得独 号百の等職し立 にに四保が員た行 記掲十有保が個政

録げ号す有組人法

4

7

個

は

新 5 設

9 ものを除く。れにより特定 れにより特立となるもの とを きを لح は、 ||含まれる個人数 構 この 含ま 個 よ|述 、それにより特定の個人構成する保有個人情報についずれにこの法律において「独立にの法律によいて「独立方法により他の記述等に 当情 等を を 識 り 第 V れる記れる記述 他 う 別 1 、 う。 符号を復元することのできる規則る個人識別符号の全部を削除する .<u>_</u>の 復 個 報 定 記 を第加四 元 人 他のの 述 情 0 す 述 (これらの個人を識) 等に 、識別符号の全部を削除号に該当する個人情報 等号 ることの 工十 報 一して得らい 情 のに を 置き換えることを含 報と容易に照合することができ 該 復元することが 等に 部当 個人を識別することができること報(他の情報と照合することがでれにも該当する個人情報ファイル独立行政法人等非識別加工情報」 以下この項にいいのではいい。 のできる規則にいる。これできる人情にある。 一行政法人等非識別加工置き換えることを含む れる個・第一項 がすること は に 人 へに関する情切でおいて同じ。 性 できな できることとなる を 当該個人情報に 当該 む。 有 当 (当 当 該 性を有 しな いように ľ 該個 報で V 方部情 L な よう あ 法 の報 L

> 新 設

1

個に

に記に

0

報を除く。以

規

定する不開

情報 部に

て同じ。)が同報(同条第

が

を

除

<

を

加

下この項に

1

て同じ。

 \mathcal{O}

独立行

法

か含まれている 一号に掲げる情 報公開

政 お

以

又

は

部

ときは、

して得られる非常は、当該不開

以下この項に対しないに掲載しない。

と報同

ア

1 ル項条

いこととされ

れるものでないこに規定する個人情

る保 立行

有 政行

個

情 等

報 に

が

記

録され

`て

V)

る法 情 条

人 フ

文書

 \mathcal{O} ル 規

<u>7</u> 構 独

7

法

人

等

報

公

第 報

定

す

法政

対情

当 開

該 法

個 第

> ア 項

1 に

を 独

行成る

条第三

第

+

- 26 -

10 11 つ者を全 ルを事業の用に共 、 扱事業者」とは、独っ を は、独っ 報 几 たを用特に ア る情準営も報にに れかを行うこととなるものあったとしたならば、当該政法人等情報公開法第三条 年 1 口 地方公共! 報を加い 集合物 ル」とは、 に支 独立 0 部 法 玉 法 律 方 0 0) 項 独又 構成し、満工情報 独立 機関 律に 第百 0 障行 0 立は 該 であること。 て検索することが が工して非常 独立 であ 規 行 法 の政 ない 行団体人 + お 定に 政法人等情報公開部を開示する旨の 報を容易に 法 -八号) たもの かって、独立に るも 文書に 行 人 1 法 7 範 等 ょ 政法人等非識別加工情 ・ ・ ・ 次 は ド 識人囲の別情内事 寸. ŋ 7 0 識 として政令で定めて検索することが 記 第 行独 独 意見書 \mathcal{O} 1 録され 法人 で、 加 立 報 務 二条第 地 る 政 ほ 立 に掲げるものをい伝人等非識別加工 法人 者を 行政 できるように体系的 工 フ 及 方 か 行 のであること。
該独立行政法人は 情報イ 独 第四事 0 政 の提出の機会を与え開法第十四条第一項の決定をすること。 等法非人 特 法 ている保 7/ 1 定の を作 十業四の +Š 項 行 人 ル を 12 識 等 等 政 別非 機会を与えることの条第一項又は第 構 条適 規 法 成 独 非 た るも 定す 加識工別 る開 い工 だ で <u>\f\</u> 報を電子 識 す 成 の正 有 加工情報フロース は別加工情報 できるように う情報 でする保 法 十か 等 行 別 ることが 個 Ź 報 第 人情 政 が示 加 つ 地平 を含む 法 に 工 円 次の 次 有項滑のな 方 成 構計 情 の請 に 人 報 掲ァ報げイ取 独 ĺZ で + 等 成算 報 \mathcal{O} い求 立五 体非 し機 情フ き人基運 ずが 全. 新設

新

政 法 人 を 1 う。

用

第 対る録四 しとを条利 き含 そはむ独目 Ø ` 。立的 利次ご行の 用にに政明 目掲記法示 的げ録人 をるさ等 明場れは 示合た しを当本 な除該人 けき本かれ、人ら ばあの直 なら個接 らか人書 なじ情面 いめ報へ を電 本取磁 人得的 にす記 第

れが独 が行立利二 あう行用 る事政目 は等本 事 、人 業地に の方明 適公示 正共す な団る 遂体 行又とにはに 支地よ 障方り を独 及立国 ぼ行の す政機 お法関 そ人

几

る 第|該|二|四|に|独|内 六 |項|十|限|立|で条正 う項 す及四る行るび冬。政 る び条 |政|保 独 性 め お も 第 の 次 法 有 立 の ない + 条 人個行確 \mathcal{O} 第第等人政保 けて を 非情法 れ同除条 ばじな。 < 第項項識報人 12 な に別 一次項規お加強は なが条第定 い工立 い過第 す て 情行利 号 去一 る同報政用 又項の削じ。 フ法目 は 除 ア 人的 に情 等の 現第 在九お 報 及 非達 ル の条 びを識成 いを 事及 て い 削 構 別 に う除成加必 実び 同 と第合十 U 情す 工要 次報る情な も報範 致 条 す条に第第の

条利 用

的げ録 が式四 へ独 ・をるさ条 地立利二明場れに で き磁 示合たおな気独目 第独政目へしを当いい的立的一立法的略な除該て方方行の けき本れ、人 式式政明 人電 でそ法示 れ ばあの磁作の人 なら個的 ら他等 らか人記れ人は なじ情録るの いめ報し 記知 をと録覚 本取い にか 平45 人得う。 第 ょ 6 に する 0 て と を四は き含条認面 そはむ及識 びす \mathcal{O} 電 利次)第 用にに五 第る 的

目掲記十と方

三一• 及下第 ぼ同 略すじ条方行用 れが項行人を が行に政等本 、人 あう規法 る事定人地に と務す法方明 き又る。は地 又る(公示は地平共す 事方成団る 業独十体こ の立五又と 適行年はに 正政法地よ な法律方り 遂人第独 行を百立国 にい十行の 支障 う八政機 号 法 関 を以

兀

第 う内六 で条正 \Diamond な保独性 け有立の れ個行確 ば人政保 な情法 ら報人 なが等 い過は 去、 又利 は用 現目 在的 \mathcal{O} 事達 実成 とに 合必 致要 すな る範 よ囲

安 全 確 保 \mathcal{O} 措

安

全

確

保

 \mathcal{O}

措

置

第十四条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、 (保有個人情報の開示義務)	3 (略) 四〜八 (略)	「 三の三 記録情報に削除情報が含まれる個人情報ファイー	○九 (略)○九 (略)○二 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは○五 (略)	け「つ当一個れ個い該条情でな情でなって、立独報	第七条 独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失常七条 独立行政法人等は、保有個人情報の適切な管理のたっては野損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
第十四条 独立行政法人等は、開示請求があったときは、 (保有個人情報の開示義務)	3 (略) 四~八 (略)	(新設](新設](新設](略)(略)(車)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)(本)<!--</td--><td>九 (略)</td><td>第 し三に、十₍</td><td>第七条 独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失 第七条 独立行政法人等から個人情報の取扱い がに必要な措置を講じなければならない。</td>	九 (略)	第 し三に、十 ₍	第七条 独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失 第七条 独立行政法人等から個人情報の取扱い がに必要な措置を講じなければならない。

一開る以開 示場下示 け除開に れき示係ば、情る な開報保 ら示し有 な請と個 い求い人 。者う情 に、報 対一に しの次 いの 当ず各 該れ号 保かに 有が掲 個含げ 人まる 情れ情 報て報 をいへ

5 イ次個なはの外も開情人 五〜に人い開をのの示報の開へし合っ請 ハ掲のが示含特へ請に当示略なを不求 、請む定他求含該請 略へる利開求。のの者ま事求 略情利示者)個情以れ業者 報益す以若人報外るに以 ををる外しをとの氏関外 除害このく識照特名すの くすと特は別合定、る個 るに定個すすの生情人 およの人るる個年報に そり個識ここ人月を関 れ、人別ととを日除す がなを符がに識そくる あお識号でよ別の。情 る開別がきりす他一報 も示す含る、 るのでへ の請るまこ開こ記あ事 。求これと示と述っ業 た者とると請が等てを だ以はもな求でに し外でのる者きよ当む のき又も以るり該個

三 五. 5

2 第

み該利く人ちに示 十へ な部利こを、限請開五部 し分益と識氏る求示条分 °者請 てをがに別名 除害よす、一以求(示 前いさりる生が外に略 項たれ、こ年含の係 の部る開と月ま特る 規分お示が日れ定保 定はそしでそての有 を、れてきのい個個 適同がもる他る人人用号な、この場を情 この場を情 用号な すのい開と開合識報 る情と示と示に別に 報認請な請おす前 にめ求る求いる条 含ら者記者てこ第 と二 まれ以述以 れる外等外当が号 なとののの該での いき個部特情き情 もは人分定報る報 の`のをののもへ と当権除個うの開

含ら者別人ちに示 十ん まれ以符を、限請開五部

れる外号識氏る求示条分

いき個部す、一以求(示

のをこ年含の係 と当権除と月ま特る

もは人分る生が外に略

み該利くが日れ定保

な部利こでそての有

し分益ときのい個個

てをがにる他る人人

前いさりと開合識報 項たれ、と示に別に

の部る開な請おす前

規分お示る求いる条

定はそし記者でこ第

適同がも等外当が号

すのい開び特情き情

る情と示個定報る報

報認請人ののもへ

にめ求識個うの開

、及の該での

`れて述以

用号な

除害よこの場を情

なとのの別名

。者請

´け除開に れき示係 、情る な開報保 ら示し有 な請と個 い求い人 。者う情 に、報 対一に しの次 いいの 当ず各 該れ号 保かに 有が掲 個含げ 人まる 情れ情 報て報 をいへ

一開る以開 も示すの外も開情人 示場下示 の請るをのの示報の開へし合「請 。求こ含特(請に当示略なを不求 た者とむ定他求含該請 だ以は。のの者ま事求 し外で一個情以れ業者 ば のき又人報外るに以 次個なはをとの氏関外 に人い開識照特名すの 掲のが示別合定、る個 げ権、請すすの生情人 る利開求るる個年報に 情利示者ここ人月を関 報益す以ととを日除す ををる外がに識そくる 除害このでよ別の くすと特きりす他)報 るに定る、るので、 およのこ開こ記あ事 そり個と示と述っ業 れ、人と請が等てを がなをな求でに、営 あお識る者きよ当む

る開別も以るり該個

3 3 兀 項の保規定に保有に る「護定すに保有に + 独法をる対有すつ前十行 は護定す対有すつ前十行 立第適開す個るい項二政 法をるす個るい項四政 兀 す「第適訂る人行ての条機 行十用示る人行ての条機 る独三用正行情政は規 関 政九す請行情政は規 か 立十す請政報機 `定への 法条る求政報機 `定 5 ~ 0 。と機と関保に略長 略 行一る求機と関保に略長 \mathcal{O} 審 等一こみ関 、個有よ 、個有よ 政条 と関 法第こみ個訂人個り \mathcal{O} 査 個項のな個開人個り \mathcal{O} 人一のな人正情人事 事 人中場し人示情人事 事 求 等項場し情請報情案 案 情「合て情請報情案 を 個中合て報求保報が \mathcal{O} 報第に 報求保報が \mathcal{O} 棄 移 移 人一に 保を護を移 保十お行保を護を移 却 情第お行護移法移送 護三い政護移法移送 法条て機法送第送さ す 報二い政法送第送さ 保十て機第を をれ 第第 、関第を二 護八、関二受条受た 十三行個十受条受た 合 三項政人二け第けと 法条行個十け第けと 等 第第政人七た五たき 条一機情条た五たき に 三機情条行項行は 第と関報第行項行は 十項関報第政に政 三あ個保二政に政 お け 八一個保二機規機当 項る人護項機規機当 る 条と人護項関定関該 一の情法に関定関該 第あ情法にのすが事 手 とは報の規のすが事 続 三る報の規長る保案 す 保規定長る保案 第 3 2 第 3 2 第 兀 項の保規定に保有に る「護定すに保有に + は護定す対有すつ前十行 独法をる対有すつ前十行 兀 法をるす個るい項四政 立第適開す個るい項二政 す「第適訂る人行ての条機 者 行十用示る人行ての条機 条 る独三用正行情政は規 政九す請行情政は規 カ 立十す請政報機 `定 🦳 法条る求政報機 5 \mathcal{O} `定 \mathcal{O} と機と関保に略長 る求機と関保に略長。と関、個有よ)へ 略 \mathcal{O} 人第 、個有よ 等一こみ関 審 政条 法第こみ個訂人個り \mathcal{O} 個項のな個開人個り \mathcal{O} 査 事 事 人一のな人正情人事 人中場し人示情人事 請 求 等項場し情請報情案 情「合て情請報情案 報第に、報求保報が 個中合て報求保報が \mathcal{O} を 人「に、保を護を移 棄 移 保十お行保を護を移 移 却 情第お行護移法移送 護三い政護移法移送 す 報二い政法送第送さ 法条て機法送第送さ 第第、関第を二 る 保十て機第を二 をれ をれ 護八、関二受条受た 場 十三行個十受条受た 法条行個十け第けと 三項政人二け第けと 条」機情条た三たき 第第政人七た 三たき 第と関報第行項行は 三機情条行項行は に お 十項関報第政に政 三あ個保二政に政 八一個保二機規機当 け 項る人護項機規機当 条と人護項関定関該 一の情法に関定関該 る とは報の規のすが事 手 第あ情法にのすが事

保規定長る保案

三る報の規長る保案

続

に掲げる事項及び第四十四条の三各号に掲げる事項」と別が保有している個人情報ファイル簿に次に掲げる事項が保有している個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルが第二条第九項各号の一個人情報ファイルが第二条第九項各号の一個人情報ファイルが第二条第九項各号の一個人情報ファイルが第二条第九項各号の一個人情報ファイルが第二条第九項各号の一個人情報ファイルが第二条第九項各号の一個人情報ファイルが第二条第九項各号の一個人情報ファイルが第二条第九項各号の一個人情報ファイル第一の記載を表現した。	り削除した記述等及び個人識別符号をいう。 いた保有個人情報と容易に照合することができるで、それにより特定の個人を識別することができるで、それにより特定の個人を識別することができるであるもの(他の情報と容易に照合することが、とれたより特定の個人を識別することが、とれたより特定の個人を識別することが、となるもの(他の情報と容易に照合することが、という、とは、独立行政法人等非識別加工情報が、とは、独立行政法人等非識別加工情報が、大等は、法令に基づく場合を除き、利用以法人等は、法令に基づく場合を除き、利用以法人等は、法令に基づく場合を除き、利用以法人等は、法令に基づく場合を除き、利用		第四章の二 独立行政法人等非識別加工情報の提供
〔 新 設		新設	新設

一提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並び 一提案をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並び 立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報をその事業の用に供する独立行政法人等非識別加工情報取扱事業者になろうとすることができる。	を募集するものとする。 に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限 に前条第一号に掲げる事項の記載があるものに限 が保有している個人情報ファイル(個人情報ファ で定めるところにより、定期的に、当該独立行政 で定めるところにより、定期的に、当該独立行政 との募集)	する。 一 第四十四条の五第一項の提案を受ける組織の名称及 一 第四十四条の五第一項の提案を受ける組織の名称及 一 第四十四条の五第一項の提案を受ける組織の名称及 一 第四十四条の五第一項の提案を受ける組織の名称及 の機会が与えられる旨 の機会が与えられる旨
新 設 〕	新設	

第 四 兀 条 第 項等 + 提案に係る独立提案に係る個し 格 禁破 未 匹 非前 提案に係る独立行政法人等非がその用に供される事業の内的及び方法その他当該独立行政法人等まの規定による加工の方法を特非識別加工情報の作成に用い前号に掲げるもののほか、提 1条の六 産 錮 成項 事 錮以上の刑に処せられ、産手続開始の決定を受け成年者、成年被後見人又収の提案をすることがで 由 のために講ずる措置 にある独立行政法人等非識別加工でが法人等非識別加工でが法人等非識別加工でが法人等非識別加工である独立行政法人等非識別加工である独立行政法人等非識別加工である独立行政法人等非識別加工である独立行政法人等非識別加工である。 「こちののほか、提案に係る独立ののほか、である。」 次 立人団 \mathcal{O} 行情体政報に 各号 次定を受けて復権を得機後見人又は被保佐人のことができない。 法 \mathcal{O} ファイ あ 0 11 人 等 ず 7 非ルは ħ 又はこの 識別名 カゝ 権を得る に 該 加称の いば他 現出 代 法 当 工 ずれにならない 律な す 又 表 に 情 資するもの 識報の各の行 んる者 者 1 工 護 報 報 報 者 委員 個 情 \mathcal{O} を \mathcal{O} \mathcal{O} 報漏 加利事十政 氏 人情 t 11 は 報 前 本 会 工用項第法 名 保 のえ 号 該 人 適い 情の のる 当 規 報 前 護 \mathcal{O}

新設

第 項四 兀 適 五. 項により特定される加工の方法 第四十四条の五第二項第三号 非識別加工情報の効果的な活用 に係る個人情報ファイルを構成 に係る個人情報ファイルを構成 に係る個人情報の効果的な活用 に係る個人情報の効果的な活用 に係る個人情報の対果的な活用 に係る個人情報の対果的な活用 がずれにも該当しないこと。 しくは護 に報非法 + 起算 の別 提 5 合するかどうかを審本の提案があったときは十四条の七 独立行政提案の審査等) の法 基 1 準 ず れ 適 か かを審査 に 合するも 該 当 する者が 0 法 L なけ 当該等 で あること。 方法が第四 案をし 号及 成以用の 号 れ提は あるも ばなられている。第四・ する保 の数の観が提 上 一であ点 び が 病からみて がらみて がらみて がのかつ、 第 た者が \mathcal{O} なに + 匹 + 一号に い掲四 匹 。げ 条 前 条 掲 政独 条各号 る基 0) 0 げる 個 報 五. 第 の提入人行本案情等政 準第 る。 政る b 除識 なせ若 \mathcal{O} に 各

新設

3	2		
に護準二二	一 る め 適 第 七	六	
	で 事 る 合 四 独 則 、	この項法 る情等	実創
し員い四立定前締		と本第人第二報非第	
	立四をこる四行定各	- 人 七 等 四 と 保 識 ヒ	
		の号非十。護別十	資は十
	政四知に認の法るに 法条すよめ五人基掲	権の識四季加四	
	法条すよめ五人基掲	利措別条 員工第	る力条
付定適五等ると	人のるりる第等準げ	利置加の会情の	
	等九も、と一はにる	益が工五規報五	
	非のの当き項、適も	を当情第 則の第	写で経第
	識規と該はの前合の	保該報二で効二	あ済二
	別定す提、提項すの	護独の項 定果項	見る社項
のろと提項が旨	加にる案個案のるほ 工よ。を人が規もか	す立利第 め的第 る行用五 るな方	うこ会第
旨 に 認 案 の			
をよめが規 個	情りし情前定の、	た政の号期活気め法目の間用の	
	報独 た報項にで個の立 者保各よあ人		
す当き項よ報			
も提、号審護の案個に査委		な識方係なか独	
	関人、会げし。護	も別法るいらば	
とを人掲し 員すし情げた 会	す等次規るた委	の加並独もみ行	
	るとに則基結員	でエび立のて呼ばれば	
	契の掲で準果会	あ情に行で個法	
『者 保 基 果 則	約 間 げ 定 に 1 規	る 報 同 政 あ 人 丿	のの

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

2 人情と るいに行同ほう関政条 ◎別にを四 締 `|の|の|を|四 たとする保 当該提案 当該提案 受け 条第 る通 四号に 結 独 ほ 加 条前 項及 ょ +定とみな 条録のさ 次する法 報 第項に か、 法 案に ŋ 匹 立 工 兀 四揭条 条 情 た フ 人 び 知 行 アイ 項第中二 を当該 報独者 項お 等 規れ 係 条げの \mathcal{O} 政 必 定に 法 有 対の た 要 律 中 のる \mathcal{O} <u>\f\</u> 又い に 7 る は九 文の意思を表示 気に係る独立行 L 利行用政個第 な (独立行 個係 項 て、 ル 1 個 五事 とみなして、 「独立行政法」 による開示しる法人文章 等 人 第項個 法 第一項に規定する第三者が二項の規定により意見書の1-用する独立行政法人等情報 法人等との 非 独立 情 に 人 兀 人 \mathcal{O} 項記情の載報 識 政 文 報 関する契 一行政の 別 読 じ 法 報四 フ 替え 項に の書 ア 条 加 提が 保 人 |え| |え| |は|規|の|等| 中用する。 全部又に 案に 護 工 1 あ \mathcal{O} 1 ア ファイルから当該第した意見書を提出してで政法人等非識別規定する第三者が第 約間を こたの部 ル る 情 文去へい、政令で定める。
、政令で定める。
規定する独立行政法人 1 七 報 は を構 つ個 を締結することができ 第 ル の章の規定を適用する分を当該提案にあ 章 会規項 情 行 0 は V 人 とあるのは、 情報公開法第一 は一部を開示す 前政成 情 独 利 7 部を開二 <u>77.</u> 用 報 第 則の す は る保 兀 行政法人等非 で規 フ に 開項情 定定 アイ 関 当 l は、 する契 第 別第提 公 有 該 12 兀 \Diamond ができる るところ は 大等非識 加工情に する旨 出開 提 お の報 個 条 + ル する。 規定開 || 案を当| 者を の法 兀 1 独立 条第の 約 等 定開に法 情 機第 لح 保 7 個本は報条会十 を護 す \mathcal{O}

, 新

〔新設

<u></u> 新	条の十二 前条の規定により個人情報ファイ行う事業に関する提案等) された独立行政法人等非識別加工情報をその 会別 一項の提案をすることができる期間 条第一項の提案をすることができる期間
情 号 いに当げ情	 一次条第一項の是案を受ける組織の名称及び折生地る事項を記載しなければならない。この場合における当該個人情報ファイルについての第四十四条の三の規定に該個人情報ファイルについての第四十四条の三の規定にする。 一独立行政法人等非識別加工情報の概要として個人情報ファイルについての第四十四条の三の規定に対ける当場保護委員会規則で定める事項を記載しなければならない。この場合における当場とする。 一独立行政法人等非識別加工情報の概要として個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる当時別加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報を引起した。
	別加工情報を作成したときは、当該独立行政法人等十四条の十一 独立行政法人等は、独立行政法人等ファイル簿への記載) 独立行政法人等非識別加工情報に関する事項の個人
を非当の対	場合について準用する。 場合について準用する。 できないように及びその作成に用いる係者個人情報を加工しなければならない。 す個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、 できないようにするために必要なも 元することができないようにするために必要なも
-	いできないにうこみがたつ作戈に用いる最前週し青加工情報を作成するときは、特定の個人を識別する十四条の十一独立行政法人等は、独立行政法人等非独立行政法人等非識別加工情報の作成等)

 \mathcal{O} 識識同 るときも 識 用条 別別条 別に \mathcal{O} 当 等 加加第 加関九該 エエ 関する契約を対 の五第二頁・ の独規立 情情 対 開報をそのに掲げる 定行 により独立に政法人等非常 当該 及法人等非識別加工 業者になろうとする 業者になろうとする 業者になろうとする 業の用に供する。 用 結 に し 供する する事 が法加 業を 当 非報 る独独者立立 該 変更 独識に す 立 別 ることが は行行 0 ì 行加い 政政 7 独法法 ようと 政 工 法情第が立人人

2 るも 各号 Ś 第 とあ でまで」と 第 四十 兀 \mathcal{O} とす 号ま とあ とあ 項 兀 十 · 四 条 第 る 号 兀 四提 項い 条 て準用がの七並が Ź るの るの 条の 案 中 条 で 0 か / ら * 、とあ 号 は \mathcal{O} 次 とあるのは 第 七はは 及 لح 条第三 るの 第 第 びに 七 に する。 び を 第四 뭉 第 号及び前 ま 特 とあ 項 第 同 この 号 号及 で中 及 定 項 兀 でする」 から 規定提 第るの十び四の場四第 次び ら | 「 | 第 | 第 | 第 ح 第 12 案 号 中 は合 条 三号」と、 \equiv に کے よる加 匹 七 に 0) 項 写各号」 号及 号 と とあ 第お九 同 から 前 第 項 同 \mathcal{O} V るのは「窓でのは「窓でのでは、 エヮのの 号に 号及 び 第 規 兀 7 第四号 + 七 定 とあ 方法を 八号中 と 号 作掲 び 第は 兀 法を特に用して 第四日 読 四十 中 条 るかのら 第 で 前 \mathcal{O} 4 前 ら項 替 号 四項 えは第中各 前定いのか条の 뭉

新 設

第

-四条の

+

第

兀

条四

に条

九

条

第

の項

規定にいれている。

よて

情おの

い

利同前

手

数

料

り準四

用 +

合を

含 等

非む。

行識。
政別次

工

報

0 7

用 ľ

に関

する契約

を

法加

人等

 \mathcal{O}

定め

るところ

ょ

り

独

法

立行政

結

する者

は

独

立.

等の適切な管理のために必要な措置を講じなければなら、	(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の解除) 「無いて進用する場合を含む。)のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。 「第四十四条の十四条の六各号(第四十四条の十二第二項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当するとき。 「当該契約を解除することができる。」ととなったとき。 「ととなったとき。」のいずれかに該当するととなったとき。	供しなければならない。 供しなければならない。 一般では、前二項の規定による定めを一般ででは、前二項の規定による定めを一般な行政法人等が定める。 な行政法人等が定める。 報保護法第四十四条の十三の手数料の額を参酌を対し、実費を勘案し、かつ、行政機を納めなければならない。
新設	新設	

第四十六条(略)(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)	(保有個人情報の保有に関する特例) (保有個人情報の保有に関する特例)	第五章 雑則	ていた者	。 に他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないり得た独立行政法人等非識別加工情報等の内容をみだり第四十四条の十六 次に掲げる者は、その業務に関して知(従事者の義務)	務を行う場合について準用する。識別加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業2 前項の規定は、独立行政法人等から独立行政法人等非ない。
第四十六条(略)(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)	(保有個人情報の保有に関する特例)	第五章 雑則		〔新設〕	

(報告の要求)	情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。ける独立行政法人等非識別加工情報の取扱いに関する苦第四十八条の三 独立行政法人等は、独立行政法人等にお報の取扱いに関する苦情処理) (独立行政法人等における独立行政法人等非識別加工情	総合的な案内所を整備護委員会は、前章の規	ようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものよう、当該提案に資する情報の提供その他当該提案をしがそれぞれ容易かつ的確に当該提案をすることができる第四十八条の二 独立行政法人等は、第四十四条の五第一する情報の提供等)	第四十四条の	第四十八条(略)(施行の状況の公表)	努めなければならない。個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に第四十七条 独立行政法人等は、独立行政法人等における情処理)	1独	的な案内所を整備するものとする。 項において同じ。) の円滑な運用を確保するため、総合2 総務大臣は、この法律 (前章を除く。第四十八条第一
	〔新設〕		〔新設〕		第四十八条(略)(施行の状況の公表)	努めなければならない。 個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に第四十七条 独立行政法人等は、独立行政法人等における	(苦情処理)	総合的な案内所を整備するものとする。

ののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要ののほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため必要があると認めるときは、独立行政法人等に対し、独立行政法人等非識別加工情報の取扱いについて、必要な指導及び助言をすることができる。 (1個人情報保護委員会は、前章の規定の円間十八条の八個人情報保護委員会は、前章の規定の円間十八条の八個人情報保護委員会は、前章の規定の円間十八条の八個人情報保護委員会は、前章の規定の円間、10回十八条の八個人情報保護委員会は、前章の規定の円間、10回十八条の八個人情報保護委員会は、前章の規定の円間、10回十八条の八個人情報保護委員会は、前章の規定の円間、10回十八条の円間、10回十一,10回十一,10回十	のほか、前章の規定の円滑な運用を確保するため以外し、前章の規定の施行の状況について報告を求め対し、前章の規定の施行の状況について報告を求め対し、前章の規定の施行の状況について報告を求め対し、前章の規定の施行の状況について報告を求め対し、前章の規定の施行の状況について報告を求め対し、前章の規定の施行の状況について報告を求め対し、前章の規定の施行の状況について報告を求め対し、前章の規定の施行の状況について報告を求め対し、前章の規定の施行の状況について報告を求め	四十八条の四 個人情報保護委員会は、独立行政法人等
新 新 設 設 設	新設	〔新設〕

人い勧 を 行うに は \mathcal{O} 自 由 を 妨 げ 7 は

2 な加取該等の 各が趣個なは いものとする。 工情報を提供する行為 の扱う場合に限る。) 各号に定める目的で独 が同法第七十六条第一 趣旨に照らし、個人情 趣旨に照らし、個人情 為に 独 す 委 第 員会 几 の政識者権法別へ 条 権限を行れて、 独第 立 行項 政の 使識報れ 法規 し別を当人定

第 六 罰 則

一のは係の五 懲加る秘十 義第一役工個密条 務七略又し人に はた情属次 百も報すに 万のフる掲 円をア事げ 以含イ項る 下の罰金は、下の罰金は、お記録されている。 に提全れ当 処供部たな すし又第理 たとき。 たとき。 たとき。 はを六い 、複項の 二製第に、 年し一 以、号個 下又に人

に条 従第二 し項 て若 いし るく 者は 又第 は四 従十 事 四 し条ての //十 た五 項 \mathcal{O} 受

第六 罰 則

一のは係の五 懲加る秘十 て第一役工個密条い七略又し人に はた情属次 百も報すに 万のフる掲 円をア事げ 以含イ項る 下むルが者 の。 (記が、 る録、 金をのさ正 に提全れ当 処供部たな すし又第理 る。とき部第 はを四い 、複項の 二製第に 年し一、 下又に人

た条 者第 項 \mathcal{O} 受託 義務 に従 事 7 1 る者又は 従

 \bigcirc 行政機関の保有する情報の公開に関する法律 (平成十 - 一 手去聿第四十二号)

	_
	一年没律第四十二号)
	(第三条関係)
(傍線部分は改正部分)	

第 一 一 ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
いい。政る(二 5 る利とときす次作的、る個なき情に 政たう以機行平 ハ情利はと、る条そ記生情人ら、報係行文同。下関政成行 報益でなそこ第の録年報にな開」る政書条)こ非機十政(ををきるれと二他に月を関い示と行機の	
第若の識関五機略除害なもにが項の記日除す。請い政関開五し号別非年関 くすいのよでに 方載 そくる 求う文の示項 くに加識法の 。るがをりきお法さの。情 者 。書長義にはお工別律保 お、含特るいをれ他)報 に)には務	改
規行い情加第有 定政で報工五す す機「フ情十る る関行ア報八個 ある又人他 。表く等てを 当れ号請	正
保非政イ(号人 有職機ル同)情 個別関を条第報 人加非構第二の。よのすとり一さ、情人 文録るつ	後
情工識成十条保 報情別す項第護 報加るに九に 他の工も規項関 たり個る照特切れ図報の 書さ情た だ、人こ合定の、画に当をれ報と しなをとすの事又若含該 開てへき 、お識がる個項はしま事 示い以は	
の作情の定にす 情成報にす規る 報に「限る定法」 掲のるるが識う 電氏関 け合不示	
第 一れを開請五(新イ くすいのりす名す ば除示求条行 設く 。るがを、る、る個なき情に 政 コハ お、含特こ生情人ら、報係行文 そ公む定と年報にな開」る政書	
(略 れに °のが月を関い示と行機の がす) 個で日除す °請い改関開 ある又人きそくる 求う文の示るこはをるの °情 者 °書長義 もと特識も他 ご報 にごに発 のに定別のので (対の次)	現
。よのす(記あ事 しいの開たり個る他述つ業 、ず各示だ、人この等てを 当れ号請しなをと情に、営 該かに求	
、お識が報よ当む 行が掲が 次個別でとり該個 政記げあ に人すき照特情人 文録るつ 掲のるる合定報の 書さ情た げ権ここすのに当 をれ報と	行
る利ととる個含該 開て(き 情利はとこ人ま事 示い以は 報益でなとをれ業 しる下、 ををきるに識るに な場「開 除害なもよ別氏関 け合不示	

く定他特人加加に立行十法。のの定情工工限行政五人 の定情工工限行政五情の報情情る政法年報個 報報。法人法 照合 政法人等非識別加工情報ファイルを削除した同条第二項第一号に規定する個人識別符号に未第三項に規定する個人識別符号をができることとなるものを除く。とができることとなるものを除く。とができ、それにより特定の る 個 記を人報個 すること 除く。別 以 沭 等 下 下この号加工情報 国人情報 一条第二項第 一条第二項第 きることとなるもの 若 別 易に照合することができ、識別することができることができることができることができることができ成に用いた同条第五項に規いう。)若しくは独立行政この号において「独立行政 石しくは同条第三層)から削除した関 が き い情報第報て報へ二の 条第三項に規定する個人际した同条第二項第一号かできることとなるもの れ とができ、それによ に りの ょ り 定他特 のの定 個情の ををとる。 号のを りの 別易識 識 別規除特 り個別別の独立成政し

略

第 認録示七人 す るめさ情条公 る開合第のによった。 請あ号はる 求っの、裁 者て二開量に示的 対、掲請開 だい、 がる情 では、 がる情 該特報る 行にを行政必除政 文書を記る文書を記る。) 開るが不 示と記開 第

略

文要示七〇 書が情条公 をあ報 益 開るが行上示と記政の す認録機理 るめさ関由 こるれのに ととがきいは、 ではる、 装 、 場 開 量 る開合示的 示で請開 請あ求示 求っに 者て係 にもる対、行 行 し公政、益文 当上書 該特に 行に不 政必開

 \bigcirc 独 <u>寸</u> 行 政 法 人 等 \mathcal{O} 保 有 す る

情 報 \mathcal{O} 公 開 に 関 す る 法 律 平 成 + \equiv 年 法 律 第 百 兀 + 号) 第 兀 条 関 傍 係 線 部 分 は

改

正

部

分

な場「開

第 一け合不示五。 イげ権ここ くる 付利はと ととと ◎動|磁|名す イげ権 で別 れを開請条法 きす次作的 る個ば除示求 政 る 以機行平の情利はと、る条ではなき情に独立を下関政成行を発きるれと二他に月を関な開いる行の識関五機略除害なもにが項の記目除すい。法政関 同 し号別非年関 請い人法示 五 改 くに加識法の 求う文人義者。書等発 項 者。書等務に、には、 はおエ 別律保 行い情加第有 規 れに。のの同 定 政 7 報 工 五 い若記あ事 対の次 す 正 U す 機 情十 個 しいの開 フ る がす 7 |し||述っ業 表く等てを 関行ア ある又人他 、ず各示 る 報八個 保非政イ こはをの) さは る 号 人 当れ号請 もと特識情にれ記 のに定別報よた録 識機 ル 同 情 文当む 該かに求 有 後 個別関を 条第報 書該個 法が掲が よのすとり一 加非構 第 さ 情人 人記げあ \mathcal{O} たり個る照特切れ図報の 識成 十条保 工 文録るつ 、 人 こ合定の 報情別す 項第護 画に当 書さ情た しなをとすの事又 報加るの工も をれ報と 九 若含該 12 他 規項関 開てへき 示い以は 作情の 定 す 成報に す る 規 しる下 限る定 な場「開 第 一け合不示五 れを開請条法 すいのりす名す 新イ がを る個ば除示求 、含特こ 生情人なき情に独文 そ公む定と年報にら ` 報係立書 。のが月を関な開しる行の がす) 個で日除すい示と法政開 請い人法示 る又人きそくる 現 求う文人義者。書等務 こはをるの と特識も他) 書等務 者 報 に一には のに定別ののでへ よのする記あ事 対の次 り個る他述つ業 しいの開 、ず各示 てを 当れ号請 営 該かに求 よ当む 行 次個別でとり該個 法が掲が に人すき照特情人 人記げあ 掲のるる合定報の 文録るつ 書さ情た をれ報と 開てへき 報益でなとをれ業 示い以は ををきるに識るに しる下

除害なもよ別氏関

二 〜 符 定 四 号 す く。定他特人加加に立行十法 の定情工工限行政五行政法年報個 報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報報 のの定情工工 照合 できることとなる* ・一一できることとなる* ・一一できることとなる* る 個 法人等非識に人等非識に入りの保有する。 記を人報個 和報報 すること 除る。 以 沭 等 下 若 別 易に照合することができ、一つでであることができることができることができることがでいる。)若しくは独立行いう。)若しくは独立行いの場において「独立行 つしくは同条の)から削除 がすることがで の識別力力の規則力がに別別力がある。例の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現の対象を表現して、対象を表現の対象を表現して、対象を表現れる。 が (号) き 工情 い情報第報て報(二の 条第三項に規定する個人际した同条第二項第一号かできることとなるもの れ とができ、それによ に りのよ り に 行 行 定他特 で のの定 個情の を長をといる。 律独述 号のを 立等行若 りの 識 を 別易識 別規除特 り個別別の独立成政し

略

益

第 示と記開七へ す認録示条公 るめさ情 ことが るととが るととが きい第 ではる五政由 き、場条法に る開合第人よる 示で一等る 請あ号は裁 求つの、量 者て二 開的 にもに示開 対、掲請示 し公げ求、益るに 当上情係 該特報る 法にを法 人必除人 文書を記る。 開るが不 第

> 兀 略

人必開七人 文要示条公 書が情 益 をあ報独上 開るが立の 示と記行理 す認録政由 ではる、場開的 る開合示開 示で請示 請あ求 求った にもる対、法 法 し公人 益文 当上書 該特に

法に不

\cup
鉄道抵当法
(明治三十八
三十八年法律第五十三号
5) (附則第五条関係)

	(傍線部分は改正部分)
改正後	現行
路十)八	
十五年法律第五十八号)第四章ノ規定ハ鉄道抵当原簿及 ③行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成	十五年法律第五十八号)第四章ノ規定ハ鉄道抵当行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律
道財団目録ニ記録セラレタル保有個人情報(同法第一	道財団目録ニ記録セラレタル保有個人情報(同法第一
用セズ第五項ニ規定スル保有個人情報ヲ謂フ)ニ付テハ	セズ三項ニ規定スル保有個人情報ヲ謂フ)ニ付テハ之

③②第

○ 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)(附則第五条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

適用しし	有	条二 第九	
\\ ? \(\)	をいう。一法律第五十	に規定する	改
Ų	て第 情	類に記た	正
[i 注	、	て副い本	後
重 (2 大	四章の規定は規定する法律	保有個の	
	は保 (情十	
適用しな	有固人青銀を 平成十五年法 報(行政機関	条第二項	
° V	い律の う第保 。 五有	規定する	現
Ų -		にれ	
? ? []	司第二 保護 に関して	れている	行
<i>(</i> 大	章の規定は 規定する保 する法律 (有 個 第 人	

○ 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)(附則第五条関係)

傍線部	
分は改	
正部	
分)	

			0	<i>h</i> / *	
5	+. V+		2	界工	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	を法	労の名	•	五一	
m/z	い律	ク光	3	十豆	
略)	う第一	保計		采 琢	
	Д.	1月 (忠)	$\overline{}$		
	十 '	す業	略)	m/z	
	に八			略)	
	つ号	個 簿			
	V)	人に			改
	て第				7
	は二				
		のさ			
	同第				正
	法五				
	第項				
	四に				
	章規				後
	の定				
	規す				
	定る				
	は保				
		平報			
	適個				
	用人				
	し情か却				
	な報				
5			2		
V	を法	関	•	五一	
$\widehat{}$	い律	の免	3	十登	
略	う第一。五	保許		条録	
		有 怹	m/r	_	
		す業			
	に八	る原質	$\overline{}$	略	
	つ号	個 簿			
	V)				現
	て第	情記 # 2			
	は二				
		のさ			
	同第				
	法三				
	第項				
	章規	12.4			
	早祝の定				行
	規す				
	定る:				
	は保				
	が右	平報			
	適個				
	用人	~ 行			
	/ I3 / V	1 1 4			1
	し情	五政			
	し情な報				

○ 鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)(附則第五条関係)

う。)については、同法第四章の規定は、適用しない。第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をい保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律6 鉱業原簿に記録されている保有個人情報(行政機関の2~5 (略) (登録)	改正後
う。)については、同法第四章の規定は、適用しない。第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報をい保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律2〜5(略)2〜5(略)(略)(登録)	現行

(傍線部分は改正部分)

 \bigcirc 道路運送車両法 (昭和二十六年法律第百八十五号) (附則第五条関係)

傍
線郊
部分
は
改工
止 部
分
$\overline{}$

tuta	
4 2 ・ 3 年 名 2 第 三十六条 日 1 日 市 日 報 車 登 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 4 2 ・ 3 年 4 2 ・ 3 年 5 年 5 年 6 年 6 日 6 日 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7	
う。)についの適用除外)	改
て第情記 は二報録 、条のさ	正
同 第 保 れ (第 項 に 関 に 関 る 章 規 す (4 4 8 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	後
章 の 定 法 個 定 は 保 (情	
(本) (有) (有) (有) (有) (有) (有) (有) (有) (有) (有	
用人十行 ・三(し情五政自3十他 な報年機動 六の いを法関車(条法	
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	現
に 八 る の の い で に の に の に に の に に に の に に に に に に に に に に に に に	<i>)</i>
は二報録されて活法に	行
第項 にい 四に関す保 章の記 を まるま	13
規 す ま る は る は 、 有 平 る の で 段 で の で の で の の の の の の の の の の の の	

○ 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号) (附則第五条関係)

ない。	改 正 後
ない。 (他の法律の適用除外) (他の法律の適用除外) (他の法律の適用除外) (の法律の適用除外)	現

\bigcirc
特定多目的ダム法
(昭和三十二年法律第三十五号)
(附則第五条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

6 52第 し情五政 5二 し情五政 4十登 (な報年機ダ4十登 略いを法関ム 六録)	
(条 (を (条 (を (年 第 五 十 八 号 の 保 有 者 登 録 る 。) に つ ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	改
が (((((((((((((((((((正
法五 護に 第項に 関る 章 規 す の 定 る 有	後
規 定 保 イ で 保 有 個 人 情 報 (平 成 十 行	
6 52第 し情五政 5二 () () () () () () () ()	
() () () () () () () () () ()	現
ついては、日 (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で) (で)	
同第 (保) (展) (開) (開) (関) (関) (関) (関) (関) (関	行
規 定す は 定 は 、 有 で 保 で 来 で 報 の で で れ で れ で れ で の の の の の の の の の の の	
用人十行	

○ 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)(附則第五条関係)

(傍
線
部分
カは
改
正
部分
<u></u>

い。 をいう。)については、同法第四章の規定は、適用	年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五つて調製した部分に記録されている保有個人情報(行政	特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをも3(略)	百八十六条(略)(証明等の請求)	改正後
い。いいでは、同法第四章の規定は、適用をいう。)については、同法第四章の規定は、適用	年法律第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五つて調製した部分に記録されている保有個人情報(行政)	特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープを3 (略)	百八十六条(証明等の	現行

○ 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)(附則第五条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

ない。 については、同法第四章の埋 では、同法第四章の埋 では、同法第四章の埋 では、同法第四章の埋 では、同法第四章の埋 では、同法第四章の埋 では、同法第四章の埋 では、同法第四章の埋 では、同法第四章の埋 では、同法第四章の埋 では、同法第四章の埋 では、同法第四章の埋 では、同法第四章の埋 では、同法第四章の では、同法第四章の では、同法第四章の では、同法第四章の では、同法第四章の では、同法第四章の はない。 にいる保有知 にいる保有知 にいる保有知 にいるには、	改正後
規定は、適 (証明等の請 (証明等の請 (証明等の請	
(略) については、同法第紀日に第一人号)第二条第三項代有する個人情報の保護に設した部分に記録されていてにいる。	現行
第四章の規定は、 頃に規定する保有 関する法律(平 でのうち磁気テー	

\bigcirc
商標法
(昭和三十四)
十四年法律第百二
一十七号)
(附則第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

○ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)(附則第五条関係)

(傍線部分は改正部分)

の規定は、適用しな	の規定は、適用しな
個人情報をいう。)については、同法第	個人情報をいう。)については、同法第
る法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第	る法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項
有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に	有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に
四十一条 登記簿及びその附属書類に記録されてい	四十一条 登記簿及びその附属
除外)	除外)
行政機	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の
現	

○ 著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)(附則第五条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

改正後	現行
第七十八条 (略) 第七十八条 (略)	七十八条((登録手続等)
/ (略	8 / (略
著作権登録原簿及びその附属書類に記録されてい	保 9 著作権登録原簿及びその附属書類に記録されている
個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に	す 有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関
律(平成	規 る法律(平成十五年法律第五十八号)第二
する保有個人情報をいう。)については、同法第	章 定する保有個人情報をいう。) については、同法第四
規定は、適用しな	規定は、適用しない
10 (略)	10 (略)

 \bigcirc ガス資源の開発に関する特別措置法(昭和五十三年法律第八十一号)(附則第五条関係)(日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定の実施に伴う石油及び可燃性天然

(傍線部分は改正部分)

7 いを法関 いを法関 い律の特 5 十登 の第 の第 の第 の第 の第 の第 の第 の第 の第 の第	
立 一 十 す 業 略 に 八 る 原 つ 号 個 簿 略	
て第情記 は二報録 、条のさ	改
同第保れ 法五護て 第項にい 四に関る	正
章規す保 の定る有 規す法個 定る律人	後
は保 (情 、有 平 報 適 個 成 (用 人 十 行	
し情五政 な報年機 7 62第	
いを法関 (°い律の特 5 十登 略 う第保定 二録 。五有鉱(条	
)十す業略 に八る原 つ号個簿 略 い	7 0
て 第 情 記 、 条 の の に に の に に れ に れ に れ れ れ れ れ れ れ れ れ	現
法 三護 て 第 項 に い 四 に 関 る	
章規す保 の定る有 規す法個 定る律人	行
は保 (情 、有 平 報 適 個 成 (用 人 十 行	
し情五政 な報年機	

 \bigcirc 第五条関係) 電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律 (昭和六十年法律第三十三号) (附 則

い。 (他の法律の適用除外) (他の法律の適用除外)	。)については、同法第四章の規定は、適用しな律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年登記ファイルに記録されている保有個人情報(行政機条 (略)	2第いを法関 六(
現行	改正後	
(傍線部分は改正部分)		

半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)(附則第五条関係)

 \bigcirc

	1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
改正後	現行
四十八条の	第四十八条(略)(謄本等の交付及び閲覧等の請求)
(略)	(略)
回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこ	回路配置原簿又は第三条第二項の申請書若しくはこ
添付した図面その他の資料に記録されている保有個	添付した図面その他の資料に記録されている保有個
報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法	報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法
近月 (***)。)については個人情報をいう。)については	近月 とい。 個人情報をいう。)については
、適用しない	適用し

 \bigcirc 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)(附則第五条関係)

う。)については、同法第四章の規定は、適用しない。第二条第三項に規定する保有個人情報をい第五十八号)第二条第三項に規定する保有個人情報をいて、ファイルに記録されている保有個人情報(行政機関の第十二条 (略)	う。)については、同法第四章の規定は、適用しない。 第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をい 復有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律 保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
現行	改正後
(傍線部分は改正部分)	

〇 種苗法(平成十年法律第八十三号)(附則第五条関係)

32第	
。 い律の品(十証 う第保種略三明 。 五有登)条等	
) 十す録 の に八る簿 ○ 請	
つ号個等 略求 いご人に て第 情記	改
は二報録、条のさ	
同 第 保 れ 法 五 護 て 第 項 に い	正
男にいる。 四に関る。 章規す保	44
の定る有 規す法個	後
定る律人 は保(情 、有平報	
適個成(用人十行)	
し情五政な報年機	
32第 いを法関 五(°い律の品(+証	
う第保種略三明 。五有登)条等)十す録	
に八る簿 (請つ) おおり こう で で で で で で で で で で で で で で で で で で	
い) 人 に)) て 第 情 記	現
は二 報 録 の さ 同 第 保 れ	
法三 <mark>護て</mark> 第項にい	
四に関る 章規す保 の定る有	行
規す法個 定る律人	
は保 (情 、有 平 報 適 個 成 (
用 人 十 行 し 情 五 政	
な報年機	

3 2 第

(傍線部分は改正部分)

	\bigcirc
	動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律
(傍	(平成十年法律第百四号)
(傍線部分は改正部分)	(附則第五条関係)

第 規す法個ア十用(定る律人イ八除行		
は保(情ル条外政 、有平報又)機 適個成(は動 関		
用人士 一大五 大五 大五 大五 大五 大五 大五 大五 大五 大五	改	
う第保要フ 個ご五有ファイ 情に八るイル 報	正	
つ 号 個 ル 岩 し に は 二 報 録 は に に に に に に に に に に に に に	後	
、条 同第 保れ権 法五 護て譲る		
第項にい渡 法 四に関る登 律 章規す保記 の の定る有フ 適		
第 規す法個ア十用(定る律人イ八除行		
は保(情ル条外政 (情ル条外)機 適個成(は動)関 用人十行登産 の		
し情五政記譲 保 有 な報年機事渡 有 なおと は い は の 概記	現	
う第保要フ 個 。 五有ファ 人) 十すァイ 情		
に 八るイル 報 つ号個ル若 の い第 情記く 護	行	1
は二報録は に 報録は 関の の の の の の の の で に 関 に 関 に 関 に で に ま こ に で に ま こ に で に ま こ に で に ま こ に で に ま こ こ に ま こ に ま こ こ に ま こ こ に		7
第項にい渡 法 四に関る登 律 章規す保記 の		- - - 1
の定る有フ 適]

		(略)	6
適用しな		適用しない	`
人情報をいう。)については、同法第四章の規定	、同法第四章の規定	人情報をいう。)について	右
成十五年法律第五十八号)第二	二条第五項に規定する保	成十五年法律第五十八号)第	亚
(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	の保護に関する法律	(行政機関の保有する個人情	報
公共施設等運営権登録簿に記録されている保有個人	されている保有個人	公共施設等運営権登録簿に記	5
4		4 (略)	2
十七		十七条(第二
(登録)		(登録)	
現	後	改正	
(傍線部分は改正部分)			

 \bigcirc

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)(附則第五条関係

 \bigcirc 後見登記等に関する法律(平成十一年法律第百五十二号)(附則第五条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

法第四章の規定は、適用しな	、同法第四章の規定は、適用しな
条第三項に規定する保有個人情報をいう。)につい	第五項に規定する保有個人情報をいう。)につい
護に関する法律(平成十五年法律第五十八号	の保護に関する法律(平成十五年
されている保有個人情報(行政機関の保有する個人	されている保有個人情報(行政機関の保有する個人
四条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルに	四条 後見登記等ファイル及び閉鎖登記ファイルに
除外)	除外)
行政機	政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の
現 行	
1777	

小型船舶の登録等に関する法律 (平成十三年法律第百二号) (附則第五条関係)

 \bigcirc

(第四章の規定は、適用しない。) 「項に規定する保有個人情報をいう。」では関する法律(平成十五年法律第五にいる保有個人情報(行政機関の保有に外)	(他の法律の適用除 (他の法律の適用除 (他の法律の適用除	適用しない。成十五年法律第五(行政機関の保有	の規定は、流定する保有個人情報	第項にい 外 四に関る) 章規す保	(他の法律の適用除(他の法律の適用除	4 0 kg
 行	現		後	正	改	
(傍線部分は改正部分)]

 \bigcirc 情報公開・個人情報保護審査会設置法 (平成十五年法律第六十号) (附則第五条関係)

_
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
<u> </u>

(定義) (() () () () () () () () ()	改 正 後
(定義) (定義) (定義) (定義) (定義) (定義)	現 行

同法第四章の規定は、適用しない。 第三項に規定する保有個人情報をいう。)については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条4 第一項の閉鎖登記簿に記録されている保有個人情報 (2・3 (略)	同法第四章の規定は、適用しない。 第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二条4 第一項の閉鎖登記簿に記録されている保有個人情報 (第四条 (略)
附則	M 則
用しない。	用しない。 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外) 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成第百五十五条 登記簿等に記録されている保有個人情報(平成第的人工工程)
現	改正後
177	

\bigcirc
更生保護法
(平成十
(平成十九年法律第八十八号
律第八十
- 八 号)
(附則第五
則第五条関係

(傍
線
部八
分は
改
正
部
分
_

会議会 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学	改 正 後	
るに張閲は閲又三後は録面に記第に(の第審処 の記書覧、覧は十段の記録のでで、十法とは の記書覧、当期に、 の記書ではは、 の記録のは、 の記録のはは、 の記録のののでは、 ののののでは、 ののののでは、 ののののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののででは、 ののででは、 ののでででは、 ののでででである。 ののでででは、 ののでででである。 ののででである。 ののででである。 ののででである。 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででである。 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででである。 ののででである。 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででである。 ののででは、 ののででは、 ののででである。 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののででは、 ののでででは、 ののでででは、 ののででできままままま。 ののででは、 ののででできままままままま。 ののででは、 ののででできままままままままままままままままままままままままままままままままま		
とし、同法第三十八条の二 この法律の規定するについての審査請求に係るについての行政不服審査法の特別とようとは当該電磁的写した書面の交付を求めるのは「閲覧」と、「互は資料の写しまうとは当該電子では、同人を表示のでは、「関覧」と、「関策をでは、「関策をは、「関策をは、「関策をは、「関策をは、「関策をは、「関策をは、「関策をは、「関策をは、「関策をは、「関策を、「関策を、「関策を、「関策を、「関策を、「関策を、「関策を、「関策を	現	
一とあるのは「を求める」とあるのは「を求める」とあるのは「を求める」とあるのは「を求める」とあるのは「を求める」とあるときは、当該とは、当該とは、当該のは「を求める」ともは、当該のは「を求める」ともは、当該のは「を求める」ともは、当該のは「を求める」ともは、当該のは「を求める」ともは、当該のは「を求める」とは、当該のは「を求める」とのは「を求める」とのは「を求める」とのは「を求める」とに及り、当該のは「を求める」とのは「を求める」とのは「を求める」とに及り、というのは、「を求める」とにより、「ないののは」というのは「を求める」というのは「を求める」というのは「を求める」というのは「を求める」というのは、「ないのでは、ないのでは、「ないのでは、「ないのでは、いいのでは、「ないのでは、いいのでは、「ないのでは、ないのでは、ないのでは、いいのでは、ないのでは、いいのでは、ないのでは、いいのでは、ないのでは、いいの	行	(作総音グに己丁音//)

○ 日本年金機構法(平成十九年法律第百九号)(附則第五条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

改正後	現行
8十八条	8十八条
関する法律(平戓十五年法律第五十八号)第二条第五年金個人情報が行政機関の保有する個人情報の保護	関する法律(平式十五年法律年金個人情報が行政機関の
規定する保有個人情報に該当する場合における同法	規定する保有個人情報に該当する場合における同法
「馬、『馬・夏は、馬・夏」とつのうな、「一て三十六条第一項各号の規定の適用については、同項各	「岳、『岳・夏は、岳・夏 このののは、「一、三十六条第一項各号の規定の適用については、同項各
構法(平成十九年法律第百九号)第三十八条第四項「第八条第一項及ひ第二項」とあるのは、「日本年	構法(平成十九年法律第百九号)第三十八条第四項「第八条第一項及ひ第二項」とあるのは、「日本年
術的読替えは、政令で定める。 第五項」とするほか、同法の規定の適用に関し必	術的読替えは、政令で定める。 第五項」とするほか、同法の規定の適用に関し必要
年金個人情報が独立行政法人等の保有する個人情報	年金個人情報が独立行政法人等の保有する個人情報
保護に関する法律第二条第五項に規定する保有個人情	護に関する法律第二条第三項に規定する保有個人情
)通月にウルニは、別頁に計り「第 150第一頁など該当する場合における同法第三十六条第一項各号の)通用については、別頁に計り「第3字第一頁なべ該当する場合における同法第三十六条第一項各号の
項」とあるのは、「日本年金機構法(平成十九年法の通月にていてに、同項名長中「第ナ多第一項及び	項」とあるのは、「日本年の通用にていてに、同事名
百九号)第三十八条第四項及び第五項」とするほか	百九号)第三十八条第四項及び第五項」とするほか
る。の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令	定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令

 \bigcirc 個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)(附則第六条関係)

$\overline{}$
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立の取扱いに関する監視、独立行政法人等における独立に個人情報取扱事業者及び匿名加工情報の取扱い並びに規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関における同条第九項に規定する行政機関における個人情報取扱事業者における個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い並びに規定する行政機関における個人情報取扱事業者における個人情報の取扱い並びに規定する行政機関における個人情報の取扱い並びに規定する行政機関における個人情報の取扱い並びに規定する行政機関における個人情報の取扱い並びに規定する行政機関における個人情報の取扱い並びに規定する行政機関に対して、一(略)	(識別行為の禁止) (識別行為の禁止) (識別行為の禁止)	改正後
第六十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に第六十一条 委員会は、前条の任務を達成するため、次に「所掌事務」	(識別行為の禁止)	現行

三〜九(略) 三〜九(略) 三〜九(略) 三〜九(略) ニース第九項に規定する独立行政法人等非識別加工情報で行う事業者への協力に関すること(第四号に掲げるものを除く。)。 の取扱いに関するものを除く。)。 の取扱いに関するものを除く。)。 の取扱いに関するものを除く。)。 の取扱いに関するものを除く。)。

三~九

(略)

 \bigcirc 第七条関係) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) (附 則

15 (略)ものをいう。ものをいう。	機関及び独立行政法人等以外の者が保有	15 (略) ものをいう
て発引してはまする個人情報データベ条第四項に規定する個人情報データベ独立行政法人等が保有するもの又は個議法第二条第四項に規定する個人情報	とうに、こうにようにようででです。第四項に規定する個人情報データベース等立行政法人等が保有するもの又は個人情報法第二条第六項に規定する個人情報ファイ	保護法第二条 (個人情報保護
ルであって行政機関が保有するもの、独立行政法人個人情報保護法第二条第四項に規定する個人情報フ	政機関が保有するもの、独立行政法人法第二条第六項に規定する個人情報フ	ルであって個人情報保
の法律において「個人情報ファイル」とは、行政(略)	いて「個人情報ファイル」とは、行政	の法(略)
(定義)		(定義)
現行	改正後	
(傍線部分は改正部分)		